

付 錄

これからの障害福祉(委員寄稿)

【半田市障害福祉計画】

■ 協働によるシステムづくりと共生文化の創造

日本福祉大学

助教授 原 田 正 樹

周知のように障害福祉をめぐる施策は混迷している。措置制度から支援費制度、そして今回の障害者自立支援法とめまぐるしく制度が二転三転することで、現場はその度に混乱する。何よりも障害当事者や家族にとって、これから的生活がどう変わっていくのか、その不安が募るばかりである。制度設計に一貫した理念がないこと、また政策評価が十分なされていないことが何よりも大きな課題といえる。こうした一連の動きの背景には、予想以上に加速している少子高齢化社会における社会保障制度のグランドデザインが描き切れていないことがある。しかしながら、一方で地方分権化と規制緩和がすすみ、各自治体における裁量権が大きくなっているなかで、たんに国の施策だけを批判したり、国や県からの指示を待つだけの受け身のままでいることは許されない。

大事なことは半田市として障害福祉をどうしていくかを自ら創り出していく必要がある。それには行政だけではなく、市内の関係者や障害当事者が積極的に声をあげながら、まさに協働によって半田市らしい障害福祉を創り上げていくことが不可欠である。国の制度に右往左往しない、しっかりと腰骨を立てて、一本筋の通った半田市の施策が求められる時代になったといえよう。

半田市障害福祉計画の策定にみる特徴

今回、この障害福祉計画を策定するにあたって、半田市は NPO 法人である「全国地域生活支援ネットワーク」を協働事務局に位置づけた。この団体は障害者の地域生活支援をしていくための全国組織であり、障害者自立支援法をより現場に密着した制度になるように、様々な政策提案

もしている団体である。半田市としては、全国的な政策動向をいち早く見定めながら、今日の障害福祉のあり方を多角的に検討する機会をつくりた。またもうひとつの軸として半田市の現状と課題を踏まえるために、障害当事者へのアンケート調査や関係団体へのヒアリング、またタウンミーティング（中間報告会）などを重ね意見集約を図るとともに、市内の関係者による「障害者自立支援懇話会」を設置して議論してきた。この全国的な視野からの検討と半田市の現状からの検討を、まさに車の両輪として策定してきたのが、半田市障害福祉計画である。

また障害福祉計画は、自立支援法による諸サービスの整備目標値を定めることが主なねらいであるが、これだけで障害者の豊かな地域生活が保障されるわけではない。日常生活支援だけではなく、社会、経済、文化その他あらゆる分野における障害者支援を計画的に推進するためには障害者基本法による障害者計画が必要である。また将来的には高齢者（身体障害者手帳を保有する半数以上が65歳以上であること）や児童（障害児の療育・保育・教育、また特別支援教育との一貫性が重要）を含んだトータルケアを展開していくための基盤としての地域福祉計画の策定が不可欠になろう。障害福祉計画は、こうした諸計画の中核になるものであるが、そうした半田市全体の体系のなかに本計画を位置づけて構想していることも大きな特徴である。

障害当事者の参画と関係者の協働の場としての「自立支援協議会」

以前の障害者運動は、批判と要求が中心であった。しかし今日、自立生活運動に支えられた全国の障害者運動は、提案と創造がテーマである。自らが障害者福祉の推進主体となる運動も各地で広がってきている。一方的な「受け手」としての存在から、ときとして「担い手」としての役割を果たすことが大切にされるようになった。行政に何でも頼っていた依存型、あるいは反対ばかりしていた批判型の市民活動から、行政と協働する自立型の市民活動が主流となっている。しかしそのことは行政責任を曖昧にすることではない。障害のある市民が、このまちで人間らし

く生活することは権利であり、その保障については、行政として責任をもって果たさなければならない。けれども「共に生きるまちづくり」は行政だけで成せるものではない。それぞれの関係機関や関係者が、それぞれの役割や責任を明確にして、お互いがそれを果たすことではじめて協働の意味が生じてくるのである。

その意味では、新設される「自立支援協議会」が果たす役割や機能は、きわめて重要である。この組織が形式的な会議をする場になってはならない。半田市の障害福祉を推進するプラットフォームとして、まさに主体的な相互交流と創造の場になることで、刺激的な空間になることであろう。だから会議は円卓会議であることが望ましい。行政も、事業者も、障害当事者も同じ立場でとことん議論しあい、合意形成をしていく場である。それ故に、よい意味での緊張関係がなければならない。質の悪いサービスに対しては、きちんと悪いと言い合えることが必要である。一方、質を高めていくためには、お互いに協力を惜しまないことも、この会議の役割といえる。半田市は、そんな「自立支援協議会」をめざしている。

総合相談支援（トータルケアマネジメント）のしくみ

この計画で検討された理念を遂行していくためには、障害福祉に関する総合相談支援のあり方を考えていかなければならない。社会福祉のみならず、保健や医療との連携、保育・学校教育や生涯学習、バリアフリーのまちづくり、交通や防災・防犯など総合的な支援体制を検討する必要がある。国では厚生労働省のみならず、障害者施策については各省庁を越えた推進組織を設けているが、半田市においてもそれぞれの部署を越えた連携や事業展開が必要である。

具体的には、生涯にわたる支援をどうしていくか。とくに就学前から学齢期、そして卒後に至るまでの一連の支援体制をつくることが急務である。また困ったときには、総合相談窓口がありそこでワンストップサービス（One Stop Service）が展開できることが目標である。いつでも

安心して相談できるしくみが必要である。

窓口やしくみがあるだけではなく、そこにはきちんと専門職が配置されていて、質のよいサービスを提供できるようにしておくことも必要である。

差別・偏見にどう立ち向かうか

先の国連では障害者権利条約が採択された。障害のある市民への差別を禁止した内容である。障害福祉の根底には、彼らへの差別と偏見がある。「共に生きることは大切なことだ」と誰もが口にする。しかし実際に身近なところでは障害者施設の建設反対が起こっている。総論賛成、各論反対という福祉意識では、共生を実現することは難しい。

障害のある市民が安心して豊かな地域生活を営むためには、行政をはじめとした関係機関がきちんと役割を果たすだけではなく、地域住民の共生意識を高めていくことが不可欠である。人権教育を核として、保育園、幼稚園、学校などの福祉教育、生涯学習における社会福祉の学び、町内会活動などさまざまな機会に障害理解を進めていくことが必要である。このことを共生文化の創造という。半田市には古くからの伝統や文化が蓄積されている土地である。そのなかに共生していくことをよしとする文化を醸し出していくことが21世紀のまちづくりの基本になろう。

障害福祉計画は、そのすべてを網羅するものではないが、計画策定の議論を通して、そのことの必要性が再三にわたって議論されてきた。この計画の通底にある理念は、まさに「共生の文化」を半田市に宿すことである。たんなる福祉サービスの提供や利用だけではなく、その相互の営みの先に、新たな文化をつくるという志を持ちながら、私たちはこの計画を策定してきた。

【半田市障害福祉計画】

■ 子どもの育ちと地域づくり～半田市地域福祉計画に期待するもの

東京学芸大学

特別支援科学講座

助教授 加瀬 進

言うまでもなく子どもとその家族は、教育だけで生きているわけでもなく、福祉や医療、労働だけで生きているわけでもない。地域で育ち、生きることを志向する以上、子どものライフステージに沿って重点をおく分野を変えながらも、総合的・統合的に暮らしを運営していく。例えば、子どもにどんな「障害」があっても、①母親がさりげなく「公園デビュー」を果たして地域の子育てネットの一員となれるような支援、②必要な専門療育を適度かつ適切に得ながら、あくまでも保育園・幼稚園の園児で居続けられる支援、③特別支援学校・特別支援学級・通常学級のいずれを選んでも校区一自治会の一員でいられる支援、④「わかった、できた、楽しいね」とわくわくするような授業を核とする学校生活を満喫できるような教育保障と生活支援、⑤年齢が上がるにつれて「〇〇ちゃんと遊んでくる」とランドセルを放り出して出かけ、その間は母親がほっと一息つける時間が長くなるような支援、⑥年頃になったら子離れ・親離れができる支援、⑦親にも見せないような素敵な笑顔を共有できる同世代の仲間づくりを進める支援、⑧そして、家族以外の人との自分らしい暮らしをプロデュースし、少しずつ練習していく支援、等々によって、ごく普通の生活体験を積み重ねていくことが重要になる。

しかしながら現実にはこうした支援が不足していたり、横の連携、縦の一貫性も弱く、子育てを積み重ねれば重ねるほどに、地域で生きていくことの「つらさ」ばかりが蓄積していくという自治体が少なくない。今回の地域福祉計画を一つの契機として、半田市における子どもの育ちと暮らしの応援体制を再点検し、この街に生まれて良かった、という声

が圧倒的に多くなる地域づくりに確実な一步を踏み出すことが期待されている。

その際に、いくつか留意してほしいことがある。

一つは<ホスト・センター>機能を半田市としてどのように構築していくかという点である。<ホスト・センター>機能とは、①子どもの出生段階から家族に寄り添う<パーソナル・マネジャー>としての専門職が存在し、その専門職がコア・チームを形成しつつ、まさに必要に応じながら、一定の権限をもって教育・福祉・医療・労働等の関係者を招集し、「個別の支援計画」を策定・実施・評価できる体制と、②この<パーソナル・マネジャー>としての専門職が常勤・専任で所属し、「個別の支援計画」の蓄積と継承を本務とする<ホスト・センター>が存在し機能する状況を指している。すでに長野県は「障害者総合支援センター」を全圏域に配備しているが、障害者自立支援法による相談支援事業や、改正学校教育法による特別支援学校の「センター的機能」強化、「特別支援教育連携協議会」の設置など、大きな流れはこうした<ホスト・センター>機能を各自治体の特性に合わせて創設することを要請しているといってよい。半田市としても、この点に対してどのような戦略を立てるかが問われていると言えよう。

二つめは制度の谷間にある「軽度発達障害」、いわゆる LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥・多動性障害)、高機能自閉症(アスペルガー症候群を含む)の子どもたちをどのように「発見」し、障害特性に応じた様々な「支援」を構築しながら、どのように「その発見を支援につなげるか」という課題である。

1歳半健診、3歳児健診に加え、5歳児健診も考える必要があろう。小学校・中学校では特別支援学級や通級指導教室、あるいは特別支援学校に「まわす」ための校内委員会ではなく、通常学級の受けとめる力を高くする学校づくりも求められるだろう。さらに、従来の「障害」児の少なくとも4倍はあると想定される軽度発達障害児に対する生活支援サービスをどのような内容とボリューム感で整備していくかも問われるだろ

う。「発達障害者支援法」があるとはいっても、いずれの課題も、国及び都道府県の施策や補助金を待っていてもおそらく切りひらけないものであり、市としての自治能力が問われるものなのである。

次の表は、10年前の1997年に横浜障害児を守る連絡協議会が行った保護者の支援ニーズ調査をまとめたものである。半田市ではすでに充足したニーズ、未だ充足できていないニーズといった地域アセスメントを改めて行い、上述した新たな課題も含めながら、力強い自治体、安心感あふれる自治体として子どもの育ちを家族の応援体制づくりに邁進してほしい。

表：保護者の支援ニーズ・インデックス

0～3才	子どもの障害が判明すると家族全体の緊張・不安が高まり、周囲も専門療育機関も母子一体を強調するため母親の負担感がつのる。家族の養育力、ふつうの子育てという視点の回復が課題となる。この時期に求められるのは、1) 同じ立場の親、2) 徹底的に傾聴してくれる「話せる専門家」、3) 専門機関以外での遊び場やショートステイと援助者、である。
4～6才	療育機関や保育園・幼稚園への通所・通園が始まり、生活リズムができ始めるのと同時に「送迎」問題を中心に実際的な負担が増える。送迎の代替者がいる家庭は61.7%、その内「父親・母親」が代替者となっているのが45%強と、他の10%内外に比べ突出している。この時期に求められるのは、0～3才の3項目に加え、4) 「送迎」の援助である。
7～9才	普通学級・障害児学級・養護学校への就学相談・適正就学保証の問題を経て早期療育への反省が始まる。また障害児の場合、子どもだけで遊ばせることができず、親は「家事をしながら、食事を摺りながら、一休みしながら」こどもを見続ける「ながら族」になり本当の休息がない。この時期に早くも、5) 家族を含めた生活相談の相手、と6) 将来の自立生活に向けた実際的なプログラム、が求められ始める。
10～12才	子どもの行動範囲の広がりと意思の明確化に伴って外部とのトラブルが増加する。家族はまだ「施設に入れるのではなく、家庭で育てたい」という願いをもって踏ん張ることとも相まって、7) 家庭を取り巻く地域でのふれあいによる障害(児)理解、8) 学校では学びきれない自己判断をする体験、キャンプ・合宿など宿泊を伴う生活体験、が求められることになる。
13～15才	思春期への対応(性の相談)や体格の向上・行動範囲のいっそうの広がりに伴い、9) ガイドヘルパーへのニーズ、が顕在化する。また親の周囲に対する「謝り疲れ」が蓄積して世間の無理解への憤りが高じると共に、幼児期とは逆に、10) 障害児関係者だけの閉じた集まりからの脱皮、が要望されるようになる。また生活体験についても、11) 地域で暮らすための買い物・料理・親以外の援助者と共同生活するための準備体験(宿泊)が求められるようになる。
16～18才	生活パターンが確立し、学校で過ごす時間も長くなる反面、地域における活動への参加が減少する。親の高齢化が次第に自覚され、子どもの状況と地域資源の格差による保護者間の不和も問題となる。この時期には、12) 子どもと同じ年頃の遊び相手兼援助者、13) 宿泊を伴う地域における自立生活体験、が求められる。
19～29才	学校を卒業して通所施設や作業所に通う、あるいは地域就労が始まるが、親元から通う人が多く、学齢期とあまり変わらない生活をおくる場合が多い。従って個々に応じた通所保証に加えて、14) 独立した生活へ向けた段階的な援助の場と人、15) 地域活動(余暇活動)参加への援助者・仲間づくりがいっそう求められる。

『私たちが願うふつうの暮らし』、横浜障害児を守る連絡協議会、1997より作成

【半田市障害福祉計画】

■ 自立支援法下における福祉事業所の役割と制度について

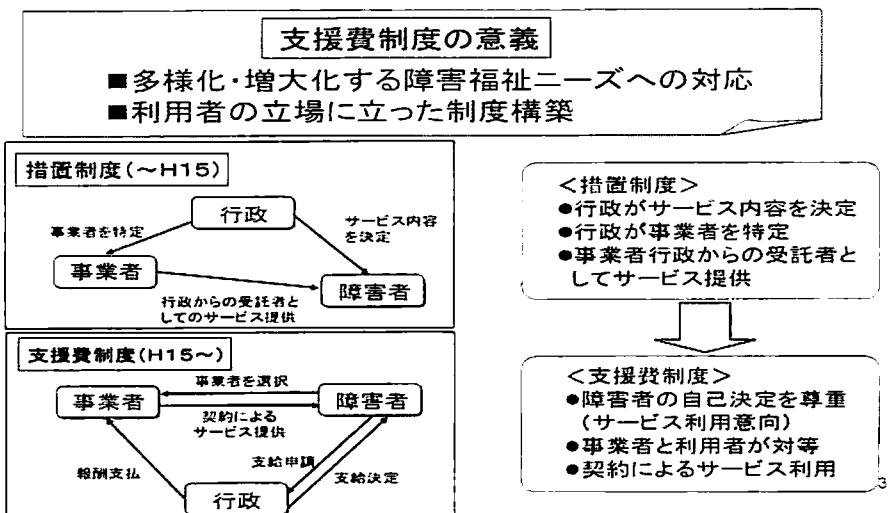
国立のぞみの園

上席調査役

田 中 正 博

障害福祉のサービスについては、長らく措置という仕組みによって制度化されてきましたが、平成15年度からは支援費制度という仕組みに変わりました。

措置制度から支援費制度へ(H15)



措置から支援費制度へと移行する際に大きな変化をもたらしたのは、利用者主体によるサービス提供の仕組みでした。ところが新たな利用者の急増に伴い、サービス費用も増大する見込みの中で、今後も利用者の増加が見込まれる中、現状のままでは制度の維持が困難となりました。また、地域格差もひろがり障害種別ごとに大きなサービス格差も埋めきれず、制度的にも様々な不整合があり、特に精神障害者は仕組みにすら入っていませんでした。また働く意欲のある障害者が必ずしも働けていない問題もありました。

そこで障害者自立支援法は、支援費制度の理念を尊重しつつ、5つの項目を柱に新たな仕組みとしました。

1. 障害者施策を3障害一元化（障害者基本法の理念の実現）

- 3障害の制度格差を解消し、精神障害者を対象に

2. 利用者本位のサービス体系に

- 規制緩和を進め空き教室、空き民家、NPO等を活用し、地域にサービスを展開

3. 安定的な財源の確保

- 国の費用負担の責任を強化（費用の1／2を負担）

- 利用者も応分の費用を負担し、皆で支える仕組みに

4. 「働きたい！」気持ちを本気で支援

- 新たな就労支援事業を創設

- 雇用施策との連携を強化

5. 住民に説明責任の果たせる透明な制度

- 客観的な尺度（障害程度区分）を導入

- 審査会の意見聴取など支給決定プロセスを透明化

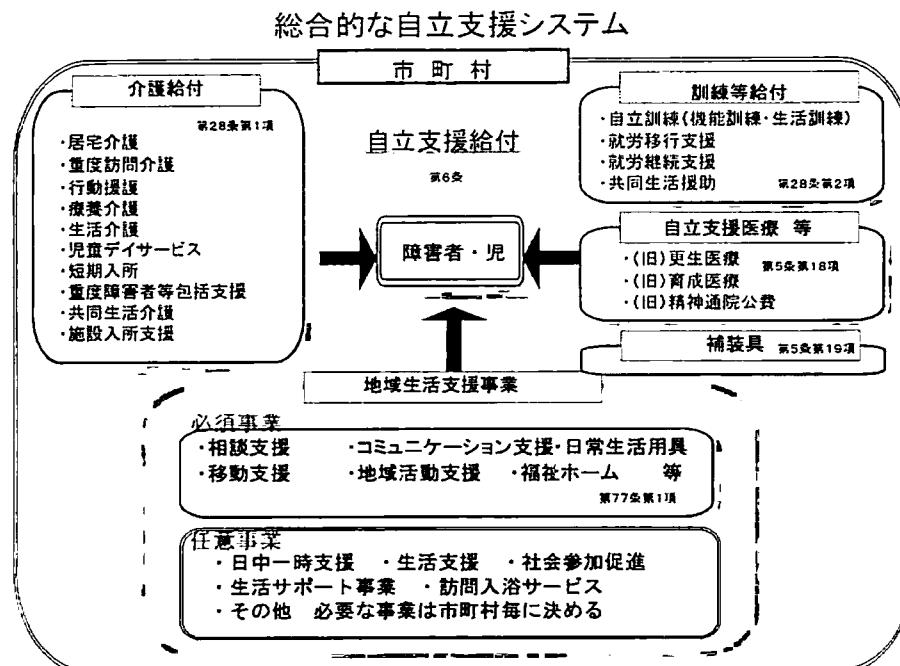
そして障害者の状態やニーズに応じた適切な支援が効率的に行えるよう、障害種別ごとだった事業体系を、6つの日中活動に再編しました。そして「地域生活支援」、「就労支援」といった新たな課題に対応するため、新しい事業を制度化しました。また、日中活動の場と生活の場の分離をしました。

障害程度区分の基準によって障害の程度が決められ利用できる介護給付の仕組みが作られました。さらに訓練等給付は目的と期限を決めて支援を活用する仕組みですが、介護給付の利用がかなわなかつた人への受け皿として機能する要素もあります。また地域生活支援事業は、暮らしの基本を支える仕組みになります。サービスで補えない場合は地域で互いを支え合う仕組みにまで調整を行い、個別給付ではまかなえない暮らしの希望を支える事になります。利用者は相談事業者などの支援を活用しながら、制度を利用したり、地域の相互扶助や自助努力によって暮らしを築いてゆきます。

福祉事業者の役割は、事業所がこの仕組みのどこで何の役割を担い使

命を果たすのかを知ることから始まります。措置時代は、事業者の役割と使命は行政が決めていました。

支援費以降は利用者のニーズによって役割と使命がもたらされることになっていましたが充分に機能しませんでした。障害者自立支援法によつて利用者のニーズを具体的に示す道具として個別支援計画が用意されまますので、事業所の果たす役割と使命はこの計画書によって認められるようになります。



この図は、介護給付と訓練等給付、地域生活支援事業を図式化したものです。利用者は暮らしぶりに合わせてこの中から事業を組み合わせて使うことになります。事業所がどのように事業を組み合わせて展開するかは事業所が決めることになりますが、いくつかの事業を組み合わせて展開する方が利用者にとっても事業者にとっても都合の良い事業展開となるようです。

個別支援計画によってハード（建物）中心の福祉からソフト（サービス）中心の仕組みに福祉が展開していきます。事業所もこの流れに沿つて、多機能な仕組みを利用者のニーズに沿って柔軟に対応することが役割と使命のなかで求められるようになります。

【半田市障害福祉計画】

■ 求められる就労支援

— 地域ではたらく・参加する仕組みと支援

元（社）日本経済団体連合会

障害者雇用アドバイザー

西 嶋 美那子

障害のある人の就労については、これまで長いこと家族の方々や支援者から「そんな無理して働くかなくても」と言わされてきており、多くは労働の対価として賃金を得るというより日中活動の場としての就労が障害者福祉の現場では主流であった。一方、事業主に対しては障害者雇用促進法により常用雇用労働者数の1.8%の障害者を雇用しなくてはならないという法の枠組みがありながら、その障害者雇用率を達成している企業は少ないのが現状で、「障害についての理解がない」、「障害のある人の働く場がない」と言われてきた。

こうした環境がこの10年で大きく変わりはじめ、とくに障害のある人が働くことに関して多くの企業が関心をもち、様々な取り組みが始まっている。また、障害者自立支援法の施行により障害のある人の重要な課題として「働く」ということが位置づけられた。障害の状況により、その働き方や、働く時期についてはいくつかの選択肢が用意され、それぞれの状況に合わせた働き方が可能になることが望ましい。障害があるが故に、働き続けることができなくなったときのことを憂慮して、充分に働く能力を持ちながら企業就労をあきらめ、はじめから福祉的就労の場を選択することが多い現状を考えると、企業にとっても、ご本人や家族にとっても、状況に合わせて無理なく企業と福祉を行き来できる環境作りが就労支援の要となるのは間違いない。

求められる支援の質

就労支援を考えるとき二つの大きな柱がある。ひとつは本人支援であ

り、適した仕事探しから、職場になじむ環境を整え、ジョブコーチとして必要な期間個別的に支援する。また生活支援も大事な要素で、職場でおこる問題の多くが生活の乱れからくることは無視できず、職業生活を支える地域での仕組みも必要だ。これまでの就労支援はこうした本人への支援が中心であったが、就労支援のもうひとつの重要な柱は企業支援である。企業は福祉の専門家がいるわけではなく、障害を理解している人も多くはない。ましてや福祉現場と違い、賃金に見合った働きをしてもらわないと企業経営はなりたたない。経営のノウハウはもっていても、障害のある人たちへの支援に関するノウハウはほとんどの企業でもっていないといつても過言でない。こうした中で企業での雇用を進めるには、企業に対して雇用の場の提供以外の負担感を取り除くことが重要だ。企業に対しては雇うべきだという指導だけではなく、どのような仕組みを作れば障害のある人たちを一般の労働市場のなかで通用する労働力として活かす事ができるかを考え、経営的なコンサルテーションを含め障害者雇用の経験のある人たちで支援していくことが必要だ。これまでのハローワークの担当者や、支援機関の職員たちは当事者の立場での判断は可能でも経営者としての立場からは経験がなく、役立つ情報や支援を提供できていない。団塊の世代を中心に今後企業で働き続けた人たちが地域での役割を求め始めるが、そのなかには障害のある人たちと一緒に働いた経験を持つ人たちもいれば、親御さんとして障害のある子供を抱える立場の人もいる。こうした人たちをアドバイザーとして活用し、下記の観点から適切な支援ができ、企業での雇用を側面から支援する仕組みができれば障害のある人たちの就労の場の確保に大きな効果をもたらすと考える。

- ・ 障害特性の理解とその支援方法
- ・ 企業内での担当可能業務の洗い出し
- ・ 組織のなかでの人間関係の作り方
- ・ 地域社会の支援機関との連携・地域資源の活用方法
- ・ 採用・入社・退職時の家庭や福祉との橋渡し

・余暇活動を含む生活支援

行政サービスでの就労モデル

これまで公の機関での障害者雇用は身体障害者を中心に進められ2.1%の法定雇用率を達成している機関も多いが、残念ながら知的障害や精神障害のある人たちの雇用は殆んど進んでいない。企業で障害者雇用促進を進めてきた立場からは、行政サービスでの知的障害や精神障害のある人たちの働く場は、仕組みさえ作れば大いに広がると確信する。行政組織にありがちの縦割り意識は、様々な面で新たな可能性を活かしきれない要因となっているが、組織の活性化と効率的な業務改善を目標に、事務センターのような仕組みを作ると、コピーや文書作成、文書受発送など多くの業務で障害のある人が働くことができ、これまで各課で採用していた嘱託職員の数を減らすことにもつながる。このような仕組みを市庁舎内に作り、民間企業や福祉施設での雇用を進めるモデルとして活用すれば一石二鳥であり、地域の行政組織が積極的に障害のある人の就労の場を提供することの意義は大きいと考える。

福祉から一般就労へ

障害者自立支援法による移行支援が注目をあびているところだが、福祉現場の方々の企業に対する認識や、就労に対する考え方、障害のある当事者の能力評価等には企業サイドから見ていると疑問を感じる。実際に企業で働いた経験のない支援者が大半なので無理からぬところもあるが、働き続けるために求められる基本的な姿勢が理解されていない。職場で必要とされる技術は夫々の企業で異なり、これは入社してからでも企業の訓練で身に着けられるが、生活の基盤、つまり朝きちんと身支度をして時間通りに職場に通い、8時間労働に耐えうる体力と意欲をもち、周囲の人たちとの人間関係を時間がかかっても築けること、規則正しい生活を送ることなどは入社前からの意識付けや訓練が欠かせない。

もうひとつの問題は、「本人主体」の福祉の考え方は大変重要なことで

はあるが、その建前のもとに「本人が希望しないから」、「出来ないといっているので」ということでやらせていないことも多く、潜在能力は充分にあるのに、経験していないが故に出来ない事になってしまい、本人の可能性を狭めていることだ。企業では業務を遂行する為に出来ない事でも工夫してそのやり方を習得するよう努力するので、本人が見違えるように伸びていく。このような企業での取り組みを教育現場や福祉サイドの支援者が学ぶべきであり、そのような機会を作ることも就労支援の一環と考える。

新たな職場を開拓するときにも、企業が抱えるだろう問題を理解した上で、どのような形で障害のある人が働いていいかを企業側と一緒に考え、過度の負担がかからないように必要な配慮をする姿勢が求められる。初めての雇用で障害のある人への対応に不安がある経営者には、問題が生じたときには一緒にその解決にあたることを約束し、安心感を与えると受け入れが容易になる。今後作業所や授産施設などの福祉施設で働いていた人たちの一般雇用への移行が課題となるが、福祉からだけの視点ではなく広くその可能性を求め、有効な支援策を実践していくことが求められる。

福祉と企業との連携

就労支援の要と考えるのが企業と福祉との協力体制とその仕組みづくりだ。就職後職場の人間関係がうまくいかなくなったり、個人生活の環境変化から継続就労が難しくなる場合もあり、そのような時に本人が地域の就労支援者と気軽に相談でき、また支援者のほうから本人の状況をみて企業にアドバイスし、場合によっては福祉機関でのリハビリ期間を設けることが当たり前に出来る環境があれば、企業にとっても本人にとっても負担が少なくなる。また、退職後の福祉サイドでの就労がいつでも用意されていれば、本人も無理をすることなく、企業も退職後の生活について負い目を感じることなく、働く間はいつまでも職場の提供ができる。企業と福祉サイドがお互いの利点を確認し、ゆるやかで

あっても、いつでも協力できるしっかりとした良好な関係を築き、その間を障害のある人たちが行き来できるような環境が整えば、障害のある人たちの就労はもっと進む。そして今、その仕組みを作る行政の手腕が問われていると感じている。

【半田市障害福祉計画】

■相談支援事業の重要性

滋賀県社会福祉事業団部長

北 岡 賢 剛

障害者の地域生活を実現するために、必要な要素が3つある。まず、地域での暮らしを柔軟にしっかりと支えるサービスがあるということ。これは、ケアホームをはじめ、ホームヘルプサービスや、移動支援サービスなどがこれに当たる。次に、権利擁護の支点から財産の管理やサービス利用の際の契約など、自分の判断で物事を決める際、様々な支援が必要である人たちに対して成年後見人制度や権利擁護事業などの仕組みが必要である。そして、相談支援事業を核として、個人が抱える様々な生活全般にわたるニーズを地域の関係者の中で共有し顕在化させ、多様なサービスとの複合的な組み合わせをマネジメントするなどの連携をはかっていくことができるシステムが必要である。

このどれもが欠けても、安心した地域生活を実現することはできない。必要なサービスさえ整えることができれば、障害者の地域生活が実現できるという仮説は、見通しが大変に甘いというほかない。

ここでは、「相談支援事業」のあるべき姿について、私たちの地域（滋賀県甲賀地域）で展開してきたこれまでの取り組みと障害者自立支援法における相談支援事業のあり方について述べることにする。

甲賀地域では、平成7年からコーディネーターなど相談支援事業の評価の場として「障害児・者サービス調整会議」を設置し、その取り組みを通じて、医療・保健・福祉・教育・就労分野がネットワークを構築し、お互いが担うべき役割を明確にしながら、障害者の一人一人の個別ニーズに対応しながら地域の福祉資源の開発を含む地域ケアシステムの構築を進めてきた。

「障害児・者サービス調整会議」の機能は、大きく分類すると以下に分けることができる。まず、個別なニーズに対応する「個別サービス調

整会議」である。ここでは相談を受けた個人の課題に対して、地域の関係機関が集まりニーズのアセスメントを行い、支援計画を作成し課題解決に向け対応するための会議である。したがって、地域のあらゆる機関が必要に応じてすぐに参画できる柔軟な体制づくりを行ってきた。

次に、これら個別対応で取り組まれている日々の活動を、地域の関係者が共有する場としての「定例会議」がある。個別サービス調整会議に参画する機関は、ニーズによってメンバーが変わるため、個別事例の内容をすべての地域関係者が共有することが難しくなる。地域で暮らす様々なニーズに対して、どのように対応したのか、何処まで対応できているのかなどの情報と課題の共有、地域支援の実態の把握が必要である。つまり「定例会議」において、相談支援事業者が活動の報告を行うことによって、地域で暮らす人たちの具体的な課題を明らかにし、その解決に向けてどのような対応が必要なのか現状を明らかにする事が必要である。

この相談支援事業者の報告の積み重ねから、個別の課題にとどまらず、地域の課題として意識された時、資源の再評価・資源開発に繋がる。甲賀地域では、この「定例会議」における報告を通して、地域に必要とされる新たな資源の開発や改善が求められ、その検討の場として、「地域課題検討プロジェクト会議」を位置づけてきた。

この十年あまりの実践の中で「甲賀地域財産管理委員会」（現在の地域福祉権利擁護事業と同様の機能を持つ委員会）や教育現場との連携を生み出すための「進路を拓く懇談会」、「重症心身障害児・者通園施設整備検討委員会」等々がプロジェクト会議として設置され、地域のニーズに添ったサービスを生み出してきた。

以上のような障害児・者サービス調整会議の実践は、障害者自立支援法の中で重要な位置づけをもった「地域自立支援協議会」として全国の市町村に設置されることとなった。地域自立支援協議会の運営は市町村を実施主体とし、会議の核として相談支援事業を位置づけており、相談支援事業者の日々の活動の内容や地域の各資源の連携など地域ケアの

あり方を左右する非常に重要な役割を担うこととなった。

地域自立支援協議会が地域に位置付くために必要な要件がいくつかかる。まず、誰が相談支援事業を担うのかということである。障害者自立支援法では、行政直営型（委託を含む）と指定のいずれかになる。相談支援事業の特性から見ると直営型と指定型の両者が地域に共存するあり方が望ましいと考える。地域における相談事業の役割は、支給決定プロセスに直接関わる相談と、幅広くニーズに対応する相談がある。この二つの相談の機能が地域に位置づき、お互いの機能や役割を意識した協働が望まれると考えている。次に、大切なことは、徹底して「利用者のニーズを中心に考えること」である。ニーズの解決に対して、何処まで迫ることが出来るのかどうかは、地域資源の整備状況や施策状況によって変化することは当然であるが、入り口部分を担う相談支援事業者がサービス提供者の都合を押しつけたり代弁したりするなど、利用者が解決に向けての希望を見失うようなアプローチを行うことは許されるべきではない。さらに相談支援事業者はニーズを実現するために、惜しみなく地域を走り回り調整を行うことが重要である。相談を待つのではなくて、ニーズを掘り起こし、利用者と地域資源とのコーディネート機能として活動しなくてはならない。そのためには委託の場合には法人等から地域へ機能を開放することが求められ、地域の中における中立・公平なポジションが確保される必要がある。また、相談支援事業者を地域で孤立させないことも必要である。相談支援事業者が陥りやすいニーズの抱え込みを防ぐことである。個人の力量に地域のニーズが支えられる危うさやニーズを放置してしまっても気がつかないことになりかねない。常に、地域の関係者を巻き込みお互いの機能の役割分担として日々の相談を進めなければならない。日頃から顔の見える存在して、地域資源のネットワーク化を意識した活動が望まれる。

急激に変革する障害福祉、この度の「障害者自立支援法」がもたらす社会はいかなるものであろうか。サービスを利用する当事者が地域で安心して暮らすことのできる社会の創出に向けて相談支援事業者の地域で

果たす役割は大きい。

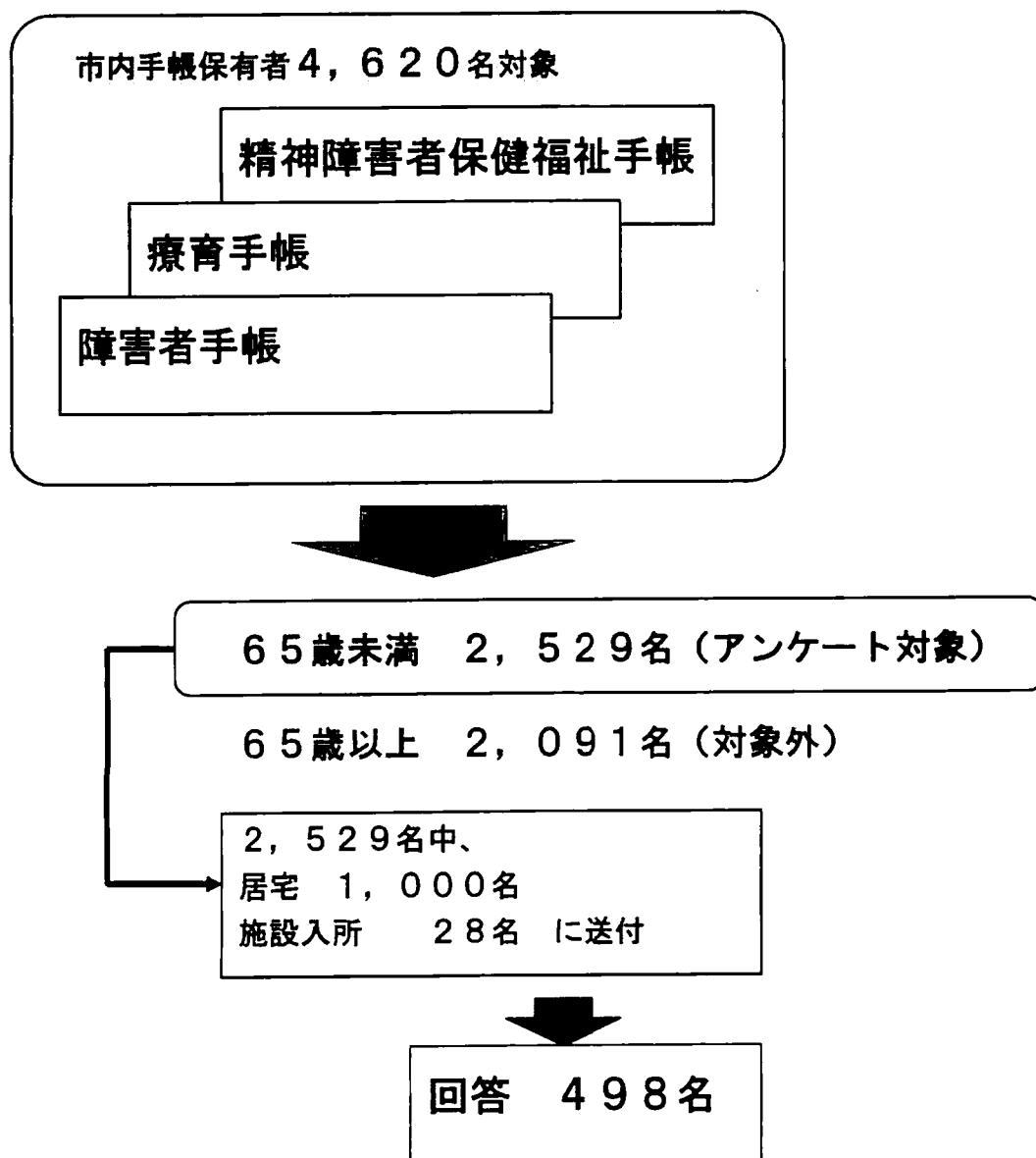
利用者アンケートの結果

障害福祉に関する計画づくりのためのアンケートの実施について

半田市では、今回の障害福祉計画を策定するにあたり、障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している4,620名のうち、介護保険対象の65歳以上の方や、養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・ケアホームに入所している2,091名の方を除いた2,529名の中から無作為に抽出した1,000名の在宅者、28名の施設入所者へアンケートを実施しました。

アンケートの回答をいただいた方は498名でした。

アンケートの内容と結果について、次頁に掲載します。



障害福祉に関する計画づくりのためのアンケート

アンケートご協力のお願い

いつも半田市の福祉行政にご理解をいただき、まことにありがとうございます。市では、昨年11月に制定された「障害者自立支援法」に基づいて、障害福祉に関する計画づくりをおこなうことになりました。

計画をつくるにあたって、皆様の現在のことやこれから希望などを聞かせていただくため、アンケートを実施いたします。

つきましては、障害のある人もない人も共に安心して暮らすことのできるまちづくりのため、皆様のご協力をお願ひいたします。

平成18年7月

半田市長 榊原伊三

～アンケートについて～

- 回答にお名前を書いていただく必要はございません。また、あなたからいただいた回答は、計画をつくるための資料として使わせていただくだけで、個人の秘密はまもられます。
- わからない質問や答えたくない質問がある場合は、答えられる質問だけお答えください。
- ご記入いただきましたアンケート票は、同封の封筒（切手を貼る必要はございません。）にて、平成18年7月31日（月）までにお送りくださいますようお願いいたします。
- アンケートについてわからないことがありましたら、市役所福祉課までご連絡ください。また、回答に手助けが必要な場合も、どうぞ遠慮なくご連絡ください。

＜連絡先＞

半田市福祉部福祉課 障害援護担当

電話 21-3111（内線286・287）
ファックス 23-4162

- このアンケートは、手帳をお持ちの方から無作為に抽出して発送しています。

◎ この調査にお答えいただくのはどなたですか。あてはまる方に○をつけてください。

1. 宛名のご本人 2. 家族・親族 3. その他 ()

あなた（宛名のご本人）ご自身のことや暮らしについてうかがいます。

問1 あなた（宛名のご本人）の性別に○をつけ、現在の年齢をご記入ください。

- ①性別 : 1. 男性 2. 女性 ②年齢 : 歳

問2 あなた（宛名のご本人）は、現在どこで暮らしていますか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. ご自宅 2. グループホーム・生活ホーム・援護寮 3. 福祉施設
4. 医療機関 5. その他 ()

→ [「1. ご自宅」で暮らしている方にうかがいます]

(1) あなた（宛名のご本人）とご自宅で一緒に暮らしている方すべてに○をつけて、あなたを含む同居者数をお書きください。

1. 自分だけ（単身） 2. 配偶者 3. 親 4. 子
5. 兄弟姉妹 6. 祖父・祖母 7. 孫
8. その他 ()

◎同居者数（あなた（ご本人）を含めて）: 人

(2) あなた（宛名のご本人）のお住まいは次のどれですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 持ち家（一戸建て） 2. 持ち家（マンション）
3. 民間借家（一戸建て） 4. 民間借家（アパート・マンション等）
5. 公営住宅（県・市町村） 6. 公社や公団住宅
7. 社宅や会社の寮 8. その他 ()

問3 あなた（宛名のご本人）の障害の状況等についてうかがいます。

（1）障害者手帳

あなたは「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」をお持ちですか。①～③のそれぞれについてあてはまる番号1つに○をつけ、お持ちの場合はあてはまる障害の程度や種別に○をつけてください。

①「身体障害者手帳」を…

1. 持っている

2. 持っていない

【障害の程度】

1級 2級 3級 4級 5級 6級

【障害の種別】

（重複障害の方はすべて
に○をつけてください）

1. 視覚障害 2. 聴覚障害 3. 平衡機能障害

4. 音声・言語・そしゃく機能障害

5. 肢体不自由 () のなかにも○をつけてください。
(上肢、下肢、体幹、脳病変による運動機能障害)

6. 内部障害 () のなかにも○をつけてください。
(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸)

7. その他（具体的に：)

②「療育手帳」を…

1. 持っている

2. 持っていない

【障害の程度】

A B C

③「精神障害者保健福祉手帳」を…

1. 持っている

2. 持っていない

【障害の程度】

1級

2級

3級

（2）あなた（宛名のご本人）は、介護保険の要介護認定を受けていますか。認定を受けている方は、現在の要介護度もお答えください。

「介護保険の要介護認定」を…

1. 受けている

2. 受けていない

【現在の要介護度】

ア. 要支援1

イ. 要支援2

ウ. 要介護1

エ. 要介護2

オ. 要介護3

カ. 要介護4

キ. 要介護5

問4 現在のあなた（宛名のご本人）の収入についてうかがいます。年金・福祉手当も含め、収入のある方のみお答えください。

(1) あなたの収入の種類は、次のうちどれに該当しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | | |
|------------|---------|----------|---------|
| 1. 給与 | 2. 工賃 | 3. 事業収入 | 4. 財産収入 |
| 5. 年金 | 6. 福祉手当 | 7. 生活保護費 | 8. 仕送り |
| 9. その他 () | | | |

(2) あなたの収入（年金・福祉手当等も含みます）は、1か月あたりどのくらいですか。最も近いもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|--------------|-------------|-------------|
| 1. 1万円未満／月 | 2. 3万円未満／月 | 3. 5万円未満／月 |
| 4. 7万円未満／月 | 5. 10万円未満／月 | 6. 15万円未満／月 |
| 7. 20万円未満／月 | 8. 25万円未満／月 | 9. 30万円未満／月 |
| 10. 30万円以上／月 | | |

問5 日常生活の不安や福祉サービスのことに関して、あなた（宛名のご本人）はだれに相談していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- | | | |
|--------------------------------------|----------------|------------|
| 1. 家族 | 2. かかりつけの医師 | 3. 看護師・保健師 |
| 4. 入所施設（半田更生園等）の職員 | | |
| 5. 通所施設（椎ノ木園、どんぐり園、メビウス、アートスクエア等）の職員 | | |
| 6. デイサービス（ひまわり、つみき福祉工房等）の職員 | | |
| 7. グループホームの職員 | | |
| 8. 市役所・保健センターの職員 | 9. 包括支援センターの職員 | |
| 10. 介護保険のケアマネジャー | 11. 職場の人 | |
| 12. 通園・通学先（保育園・学校）の教職員 | | |
| 13. 児童相談センターの職員 | 14. 民生児童委員 | |
| 15. 障害者団体等の関係者 | 16. 知人・友人 | |
| 17. ホームヘルパー | 18. ボランティア | |
| 19. その他 () | | |
| 20. 誰にも相談していない | | |

問6 地震や台風などの災害が起きたときに、あなた（宛名のご本人）は何か不安を感じことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

- 1. どのような災害が起こったかすぐにわからない
- 2. 救助を求めることができない
- 3. 救助を求めても来てくれる人がいない
- 4. 被害状況、避難場所、物資のある場所がわからない
- 5. 周りの人とコミュニケーションがとれない
- 6. 安全なところまで避難することができない
- 7. 避難場所で十分な介助をしてくれる人がいない
- 8. 必要な治療や薬が確保できない
- 9. 障害に配慮した対応をしてくれる避難所が近くにない
- 10. その他 ()
- 11. 特にない
- 12. わからない

問7 あなた（宛名のご本人）の①平日の過ごし方、②休日の過ごし方として、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

①平日の過ごし方

- 1. 学校・保育園などに行っている
- 2. 仕事（正社員・パート・アルバイト）をしている
- 3. 入所施設で過ごしている
- 4. 通所施設・授産施設などに行っている
- 5. 趣味や学習活動をしている
- 6. 外出（買い物等）することが多い
- 7. 家の中で過ごすことが多い
- 8. その他 ()
- 9. 何もしない

②休日の過ごし方

- 1. 趣味や学習活動をしている
- 2. 外出（買い物等）する
- 3. 家の中で過ごすことが多い
- 4. テレビを見たりゲームや音楽を楽しむ
- 5. その他 ()
- 6. 何もしていない

問8 あなた（宛名のご本人）の福祉サービスの利用状況・今後の利用希望についてうかがいます。

(1) 以下の①～⑯の福祉サービスについて、現在の利用状況（利用している場合は○、利用していない場合は空欄）、今後の利用意向に○をつけて、利用を希望する方は希望する利用回数や時間等をご記入ください。

項目	現在	今後の利用意向 ※ あてはまるもの1つに○をつけてください。	利用を希望する回数や時間等を記入してください。
① ホームヘルプ（身体介護）		希望する · 希望しない	時間／週
② ホームヘルプ（家事援助）		希望する · 希望しない	時間／週
③ ホームヘルプ（外出介護）		希望する · 希望しない	時間／週
④ 行動援護		希望する · 希望しない	時間／週
⑤ デイサービス		希望する · 希望しない	回／週
⑥ 短期入所		希望する · 希望しない	日／月
⑦ 通所授産施設		希望する · 希望しない	日／週
⑧ 通所更生施設		希望する · 希望しない	日／週
⑨ グループホーム		希望する · 希望しない	
⑩ 入所授産施設		希望する · 希望しない	
⑪ 入所更生施設		希望する · 希望しない	
⑫ 療護施設		希望する · 希望しない	
⑬ 精神障害者小規模授産所		希望する · 希望しない	回／週
⑭ 補装具・日常生活用具		希望する · 希望しない	回／年
⑮ 訪問入浴サービス		希望する · 希望しない	回／週
⑯ コミュニケーション(手話通訳等)支援		希望する · 希望しない	回／月
⑰ 職親制度		希望する · 希望しない	

→ 【①～⑯の現在に1つでも○をつけた方（現在利用している方）にお聞きします。】

4月から利用者負担額が原則1割になりましたが、以前と比べて生活はどうなりましたか。最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

- | | | |
|-------------|-------------|----------|
| 1. 楽になった | 2. 少し楽になった | 3. 変わらない |
| 4. 少し苦しくなった | 5. 大変苦しくなった | |

(2) あなた（宛名のご本人）が今まで利用したことのある福祉サービスの中で、利用しにくかったことや改善してほしいことがあれば、サービス名とその内容をご記入ください。

サービス名	改善が必要と思うことを具体的に

ここからは、あなた（宛名のご本人）の今後の暮らしについてうかがいます。
3～5年くらい先を想像してお答えください。

問9 あなたの今後はどんなふうに生活してみたいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 地元の保育園や小学校で学び、育ちたい
2. 養護学校で学びたい
3. 高校や大学などで学びたい
4. 仕事につくための訓練を受けたい
5. 正社員やパート・アルバイトとして、企業やお店などで働きたい
6. 施設や作業所に通いたい
7. 結婚をして家庭をもちたい
8. レクリエーションや創作活動などを楽しみたい
9. 地域の活動やボランティア活動などに取り組みたい
10. 自宅やアパート、グループホームなどで暮らしたい
11. 入所施設で生活したい
12. 病院に入院したい
13. その他（ ）
14. 先のことは想像できない

【「10. 自宅やアパート、グループホームなどで暮らしたい」に○をつけた方は次のページもお答えください。】

【問9で「10. 自宅やアパート、グループホームなどで暮らしたい」に○をついた方にうかがいます。】

(1) 具体的には、どのように暮らしたいと思いますか。主なもの1つを選び○をつけてください。

1. アパートなどで一人で暮らす
2. 自宅で家族と共に暮らす
3. 仲間5~6人と一緒に、食事や身の周りの世話をしてくれる人がいる共同生活（グループホームなど）で暮らす
4. 援助してくれる人がいる寮のようなところで暮らす
5. 想像できない、考えられない
6. その他（ ）

(2) 施設や病院を出て地域で暮らす場合や、家族から独立して暮らす場合に、不安なことはありますか。最もあてはまるもの2つを選び○をつけてください。

1. 周辺に共同生活ができるグループホームや寮などの施設があるのかわからない
2. 住まいについて、どこで誰に相談したり情報を入手すればよいのかわからない
3. 不動産屋でアパートやマンションの紹介をしてもらえるのか不安
4. 保証人がいない場合など、アパートやマンションが借りられるのか不安
5. 近隣の人とうまくやっていけるのか不安
6. その他（ ）
7. 特にない、思いつかない

問10 障害福祉に関する相談窓口について希望がありますか。主なもの2つを選び○をつけてください。

1. どんな時にどこに相談したらよいか、わかるようにしてほしい
2. 休日・夜間などで必要な時に、すぐに相談できるようにしてほしい
3. 身近なところで気楽に相談できる場がほしい
4. 情報提供だけではなく、問題の解決にいたるような対応が必要
5. 相談員の対応・態度や能力の向上
6. プライバシーの保護などの面で十分な配慮が必要
7. 継続して相談できる人の配置が必要
8. 障害の特性を熟知した相談員の配置が必要
9. コミュニケーション（手話等）ができる相談員の配置が必要
10. わからない
11. その他（ ）

最後に、これからの中の半田市のまちづくりに向けて必要なことについてうかがいます。

問11 現在の公共施設の利用環境やあなた（宛名のご本人）の外出のしやすさについてうかがいます。

（1）～（3）の各項目について、あなたの実感に近いもの1つを選び、○をつけてください。

（1）現在の移動手段について、あなたは利用しやすいと思いますか。

- | | | | |
|----------|-----------|--------------|-----------|
| ①電車・鉄道 | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ②バス | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ③タクシー | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ④介護タクシー | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ⑤ボランティア等 | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |

（2）利用しやすさについて、あなた（宛名のご本人）のお考えをお答えください。

- | | | | |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| ①市役所 | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ②半田病院 | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ③雁宿ホール | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ④歩道の利用しやすさ | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ⑤点字ブロック | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ⑥公共施設やお店などのトイレ | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |
| ⑦標識や案内板 | 1. 利用しやすい | 2. どちらともいえない | 3. 利用しにくい |

（3）あなた（宛名のご本人）が、もっと外出しやすくなるためには、どのようなことが必要ですか。（1）～（2）の項目を参考にお答えください。

（4）あなた（宛名のご本人）は、半田市バス特別乗車証（バス運賃無料制度）をお持ちですか。

- | | |
|----------|-----------|
| 1. 持っている | 2. 持っていない |
|----------|-----------|

使う回数・・・約 回／月

問12 半田市では、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるまち」をめざしています。以下の【選択肢】の項目のなかから、あなた（宛名のご本人）から見て、①ある程度進んだと思われるもの、②今後重点的に進めるべきものを、それぞれ4つまで選び、□内に番号を記入してください。

①ある程度進んだと思われるもの

--	--	--	--

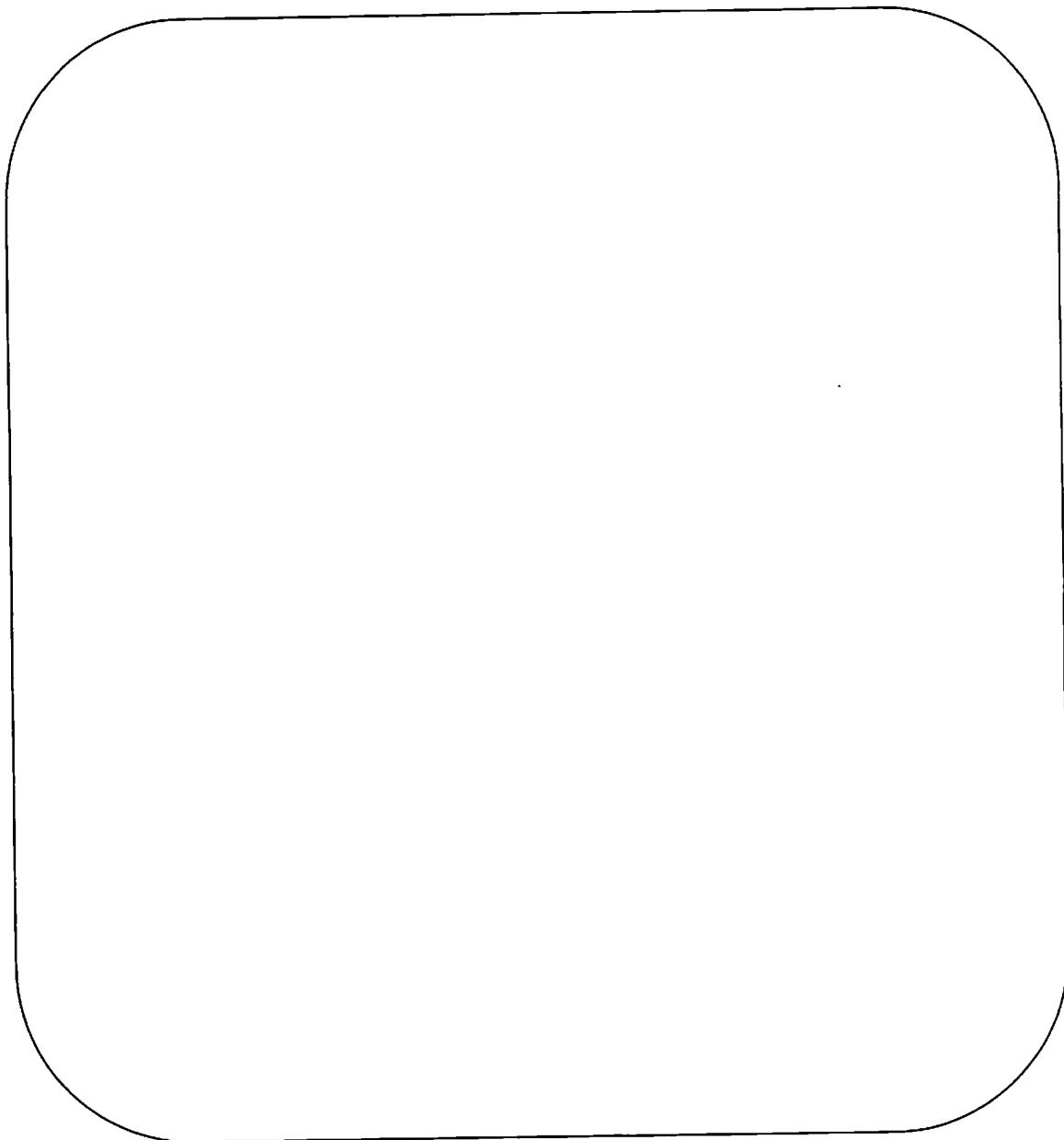
②今後重点的に進めるべきもの

--	--	--	--

【選択肢】

- 1. 障害を早期に発見し、適切な療育を受けられるようにすること
- 2. 障害のある子どもが、地元の保育園や小中学校に通えるようにすること
- 3. 障害のある子どもが、学童クラブに通えるようにすること
- 4. 障害のある人が、企業などで働くようにすること
- 5. 障害のある人への相談窓口を充実させること
- 6. ホームヘルプサービスを充実させること
- 7. グループホームやアパートなどで暮らせるようにすること
- 8. 作業所や地域デイケア施設を充実させること
- 9. デイサービスやショートステイを充実させること
- 10. 授産施設などの通所施設を充実させること
- 11. 入所施設や入院できる病院を増やすこと
- 12. 手話や点字など、コミュニケーションの支援を充実すること
- 13. 障害のある人が安心して医療を受けられるようにすること
- 14. ケガや病気などで一時的に必要となった人にも使えるサービスを用意すること
- 15. 道路や公共施設などを障害のある人にも使いやすくすること
- 16. スポーツ、レクリエーション、文化活動に参加しやすくすること
- 17. バスや鉄道などの交通機関を障害のある人にも使いやすくすること
- 18. 地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策を充実すること
- 19. 障害のある人もない人も、お互い理解しあって協力していくこと
- 20. 財政的支援・経済的負担の軽減を図ること
- 21. その他（具体的に：）

- ◎ 障害のある人へのサービスや、相談窓口、これからのまちづくりなどについて、意見や希望がありましたらご自由にお書きください。



～ ご協力ありがとうございました ～

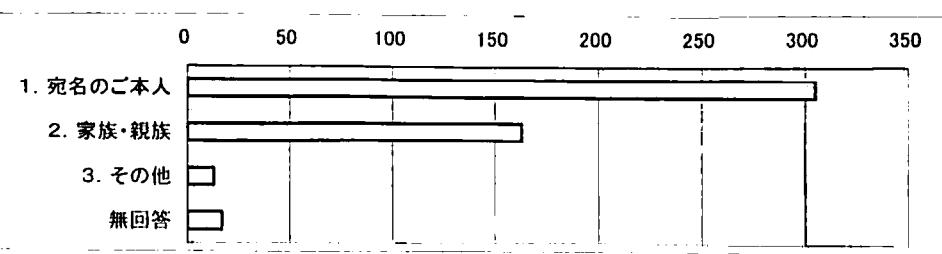
同封の封筒にて、平成18年7月31日（月）までにご投函ください。

障害者アンケート
集計結果

平成18年7月実施

この調査にお答えいただくのはどなたですか。

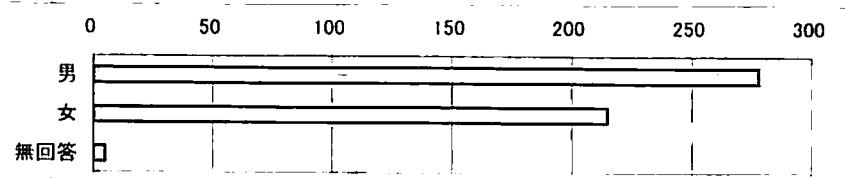
1. 宛名のご本人	305
2. 家族・親族	163
3. その他	13
無回答	17



問1 あなた（宛名のご本人）の性別に○をつけ、現在の年齢をご記入ください。

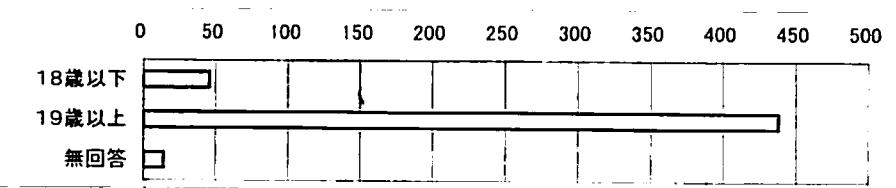
①性別

男	278
女	215
無回答	5



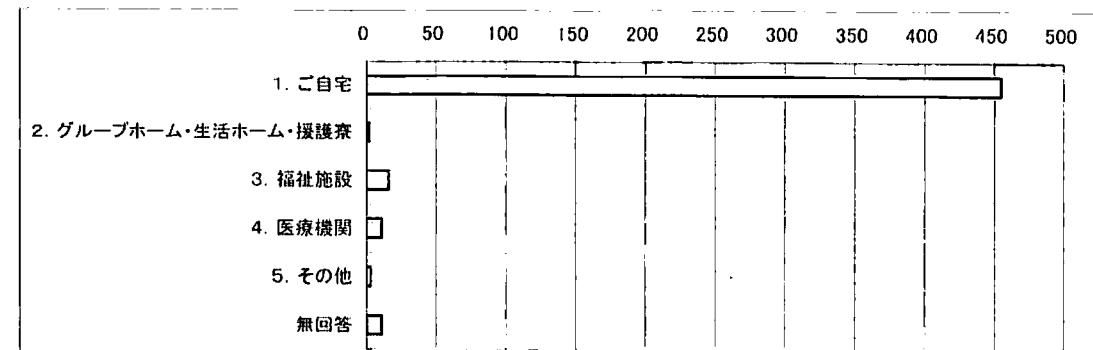
②年齢

18歳以下	46
19歳以上	438
無回答	14



問2 あなた（宛名のご本人）は、現在どこで暮らしていますか。

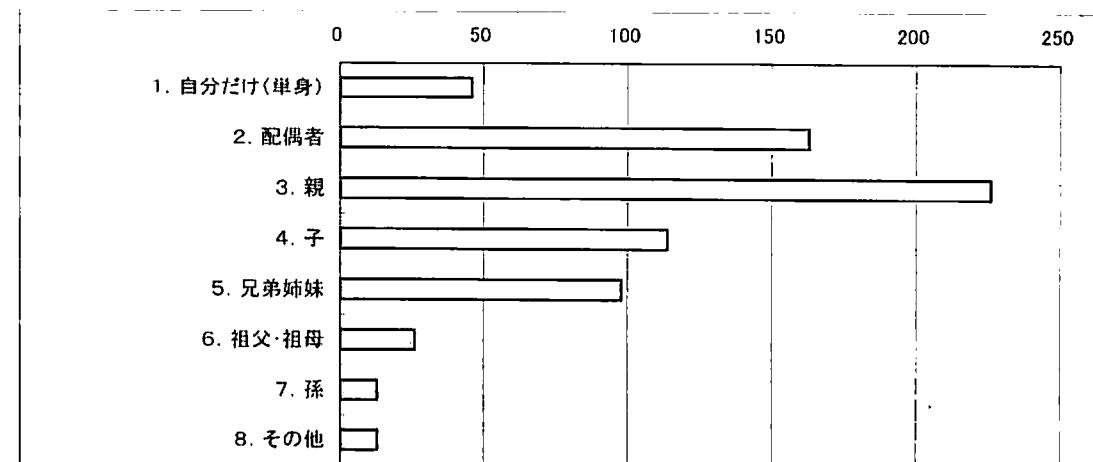
1. ご自宅	455
2. グループホーム・生活ホーム・援護寮	2
3. 福祉施設	16
4. 医療機関	11
5. その他	3
無回答	11



【「1. ご自宅」で暮らしている方にうかがいます】

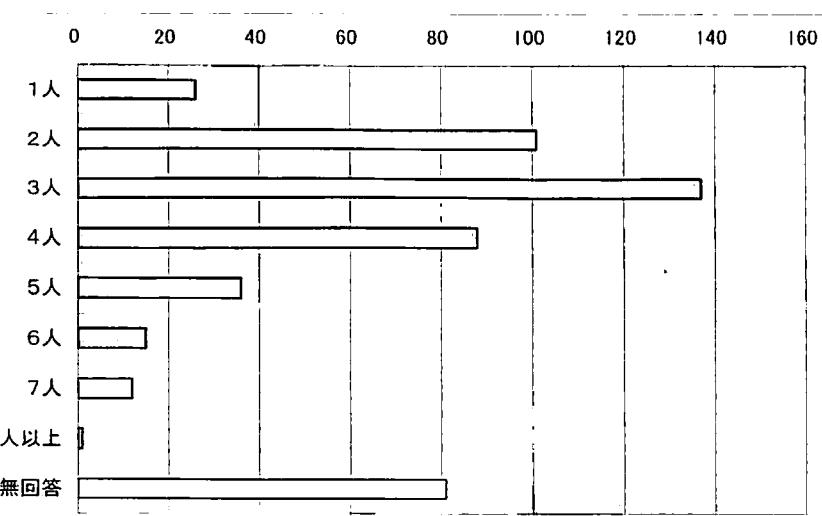
(1) あなた（宛名のご本人）とご自宅で一緒に暮らしている方すべてに○をつけて、あなたを含む同居者数をお書きください。

1. 自分だけ（単身）	46
2. 配偶者	163
3. 親	226
4. 子	114
5. 兄弟姉妹	98
6. 祖父・祖母	26
7. 孫	13
8. その他	13



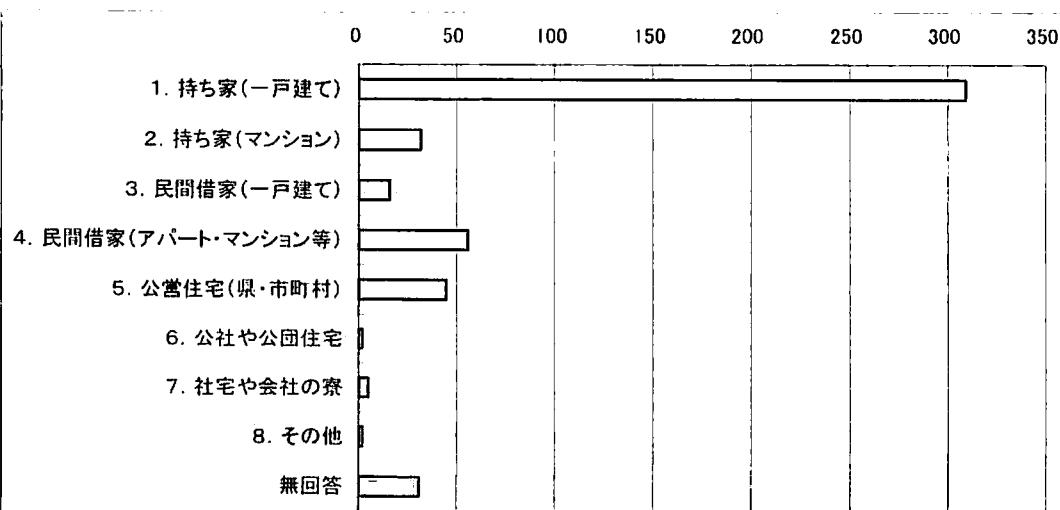
◎同居者数（あなた（ご本人）を含めて）

1人	26
2人	101
3人	137
4人	88
5人	36
6人	15
7人	12
8人以上	1
無回答	81



(2) あなた（宛名のご本人）のお住まいは次のどれですか。あてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 持ち家（一戸建て）	309
2. 持ち家（マンション）	32
3. 民間借家（一戸建て）	16
4. 民間借家（アパート・マンション等）	56
5. 公営住宅（県・市町村）	45
6. 公社や公団住宅	2
7. 社宅や会社の寮	5
8. その他	2
無回答	31



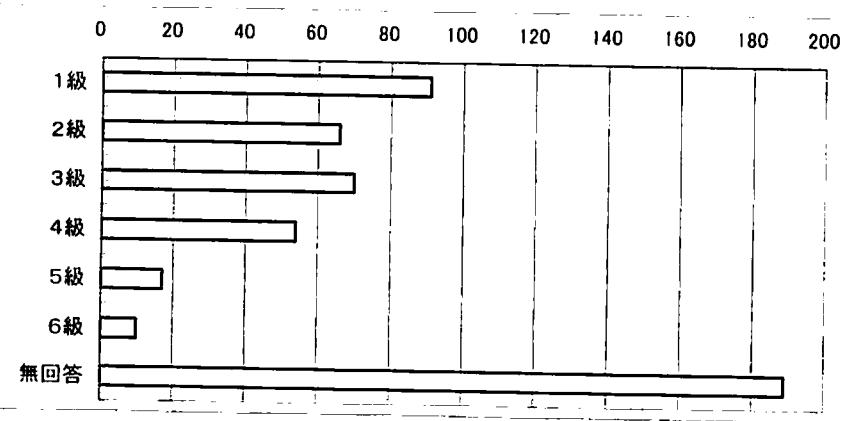
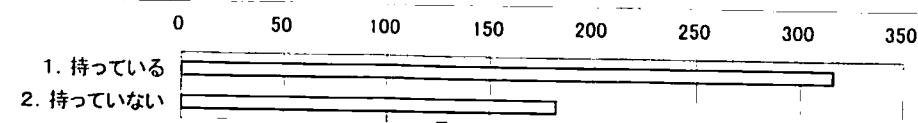
問3 あなた（宛名のご本人）の障害の状況等についてうかがいます。

①「身体障害者手帳」を…

1. 持っている	316
2. 持っていない	182

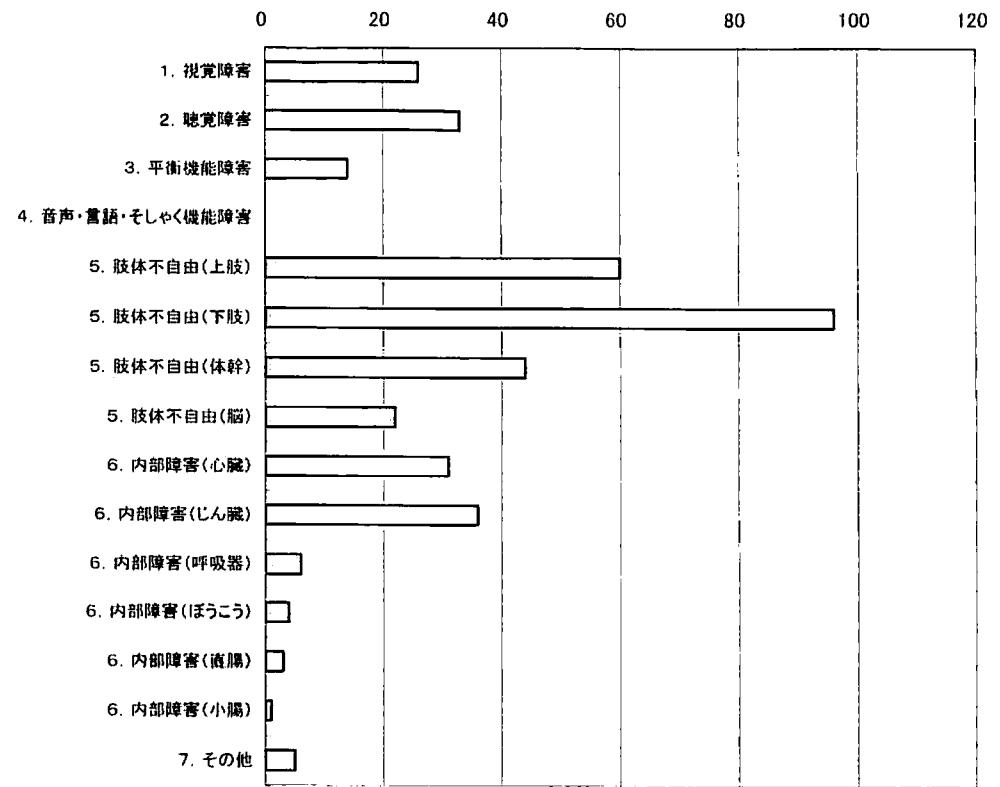
【障害の程度】

1級	91
2級	66
3級	70
4級	54
5級	17
6級	10
無回答	189



【障害の種別】（重複障害の方はすべてに○をつけてください）

1. 視覚障害	26
2. 聴覚障害	33
3. 平衡機能障害	14
4. 音声・言語・そしゃく機能障害	0
5. 肢体不自由（上肢）	60
5. 肢体不自由（下肢）	96
5. 肢体不自由（体幹）	44
5. 肢体不自由（脳）	22
6. 内部障害（心臓）	31
6. 内部障害（じん臓）	36
6. 内部障害（呼吸器）	6
6. 内部障害（ぼうこう）	4
6. 内部障害（直腸）	3
6. 内部障害（小腸）	1
7. その他	5

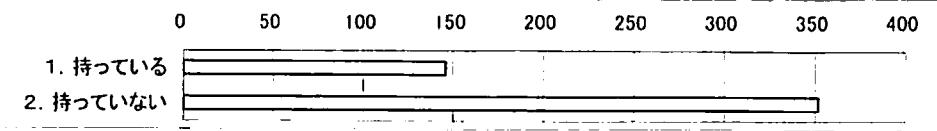


②「療育手帳」を…

1. 持っている	146
2. 持っていない	352

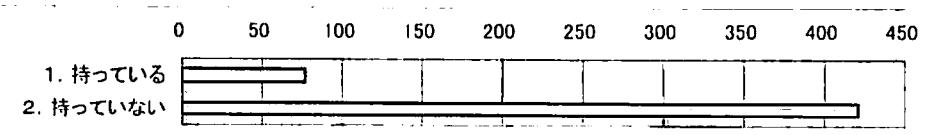
【障害の程度】

A	61
B	54
C	31



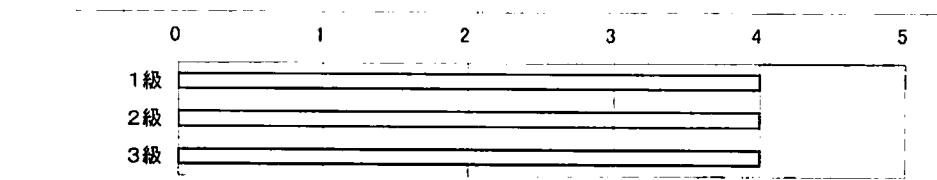
③「精神障害者保健福祉手帳」を…

1. 持っている	77
2. 持っていない	421



【障害の程度】

1級	4
2級	4
3級	4



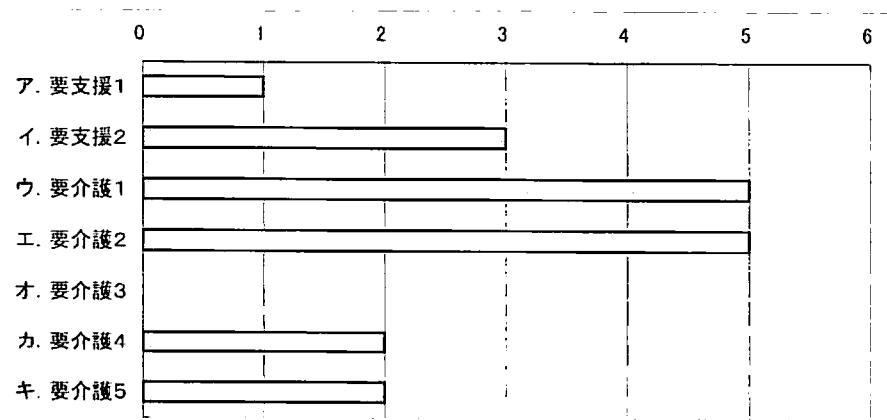
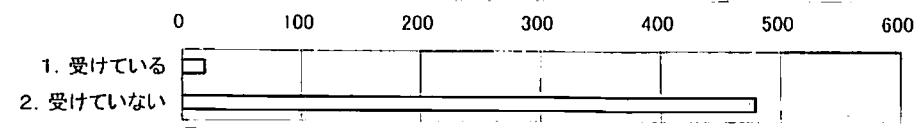
(2) あなた（宛名のご本人）は、介護保険の要介護認定を受けていますか。認定を受けている方は、現在の要介護度もお答えください。

「介護保険の要介護認定」を…

1. 受けている	19
2. 受けていない	479

【現在の要介護度】

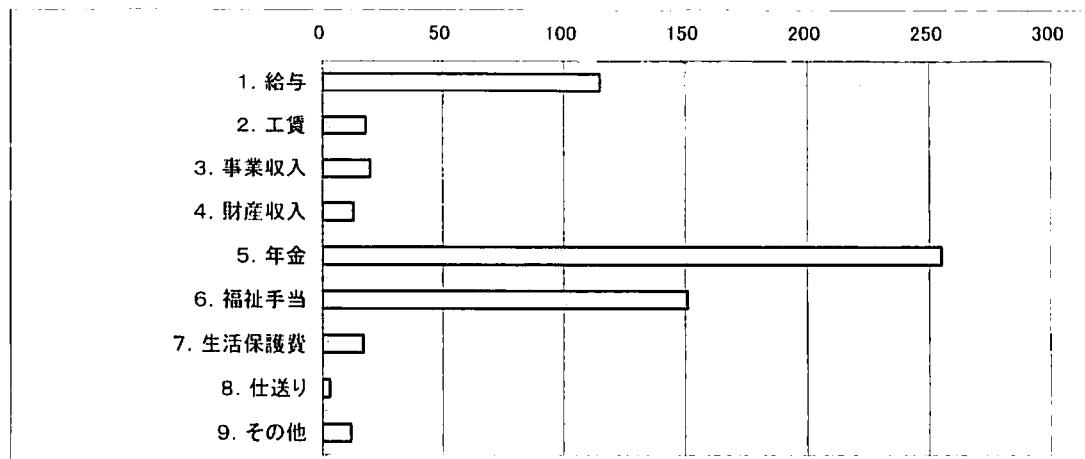
ア. 要支援1	1
イ. 要支援2	3
ウ. 要介護1	5
エ. 要介護2	5
オ. 要介護3	0
カ. 要介護4	2
キ. 要介護5	2
無回答	479



問4 現在のあなた（宛名のご本人）の収入についてうかがいます。年金・福祉手当も含め、収入のある方のみお答えください。

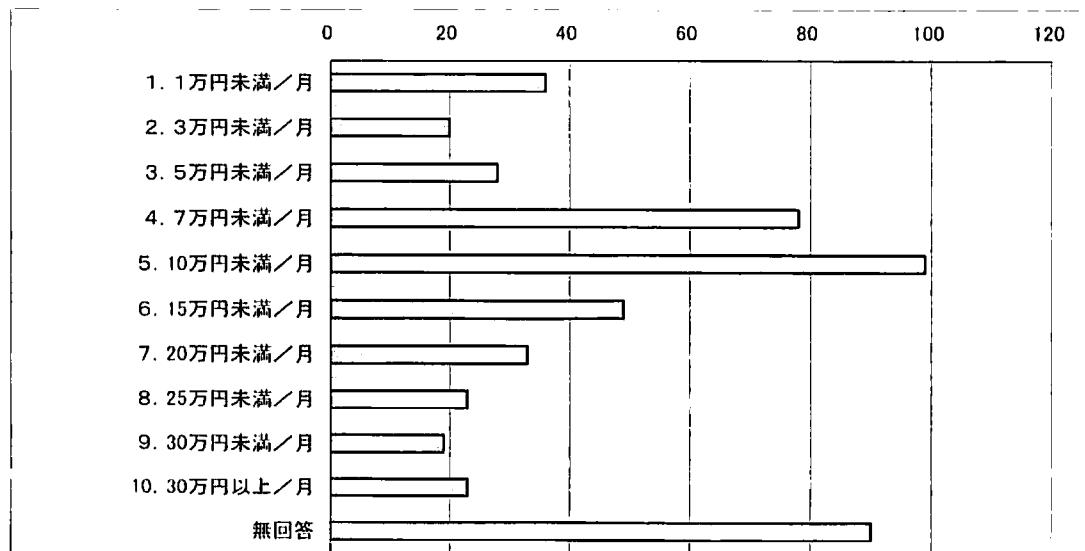
(1)あなたの収入の種類は、次のうちどれに該当しますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 紹介	115
2. 工賃	18
3. 事業収入	20
4. 財産収入	13
5. 年金	255
6. 福祉手当	151
7. 生活保護費	17
8. 仕送り	3
9. その他	12



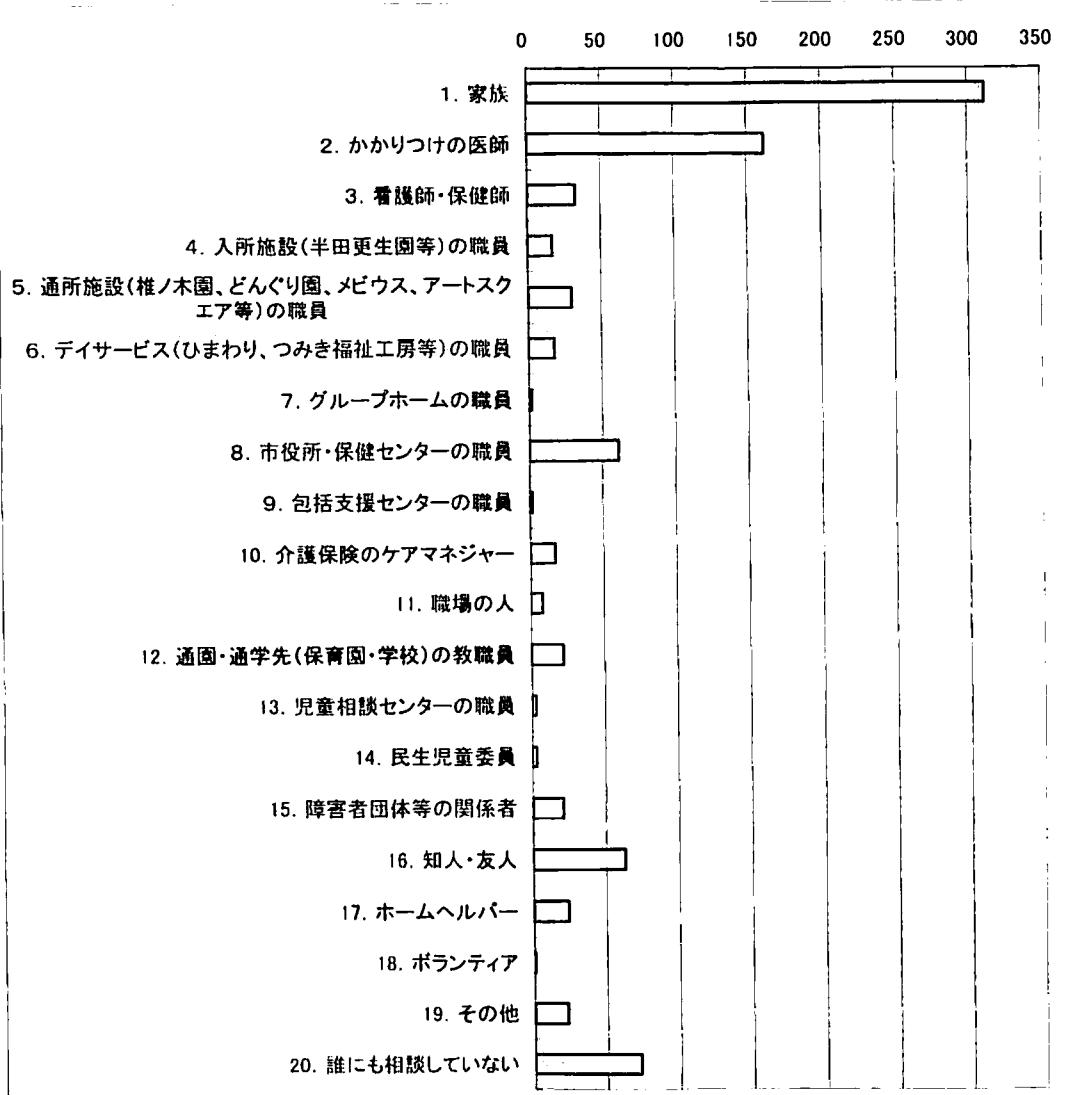
(2)あなたの収入（年金・福祉手当等も含みます）は、1か月あたりどのくらいですか。最も近いもの1つに○をつけてください。

1. 1万円未満／月	36
2. 3万円未満／月	20
3. 5万円未満／月	28
4. 7万円未満／月	78
5. 10万円未満／月	99
6. 15万円未満／月	49
7. 20万円未満／月	33
8. 25万円未満／月	23
9. 30万円未満／月	19
10. 30万円以上／月	23
無回答	90



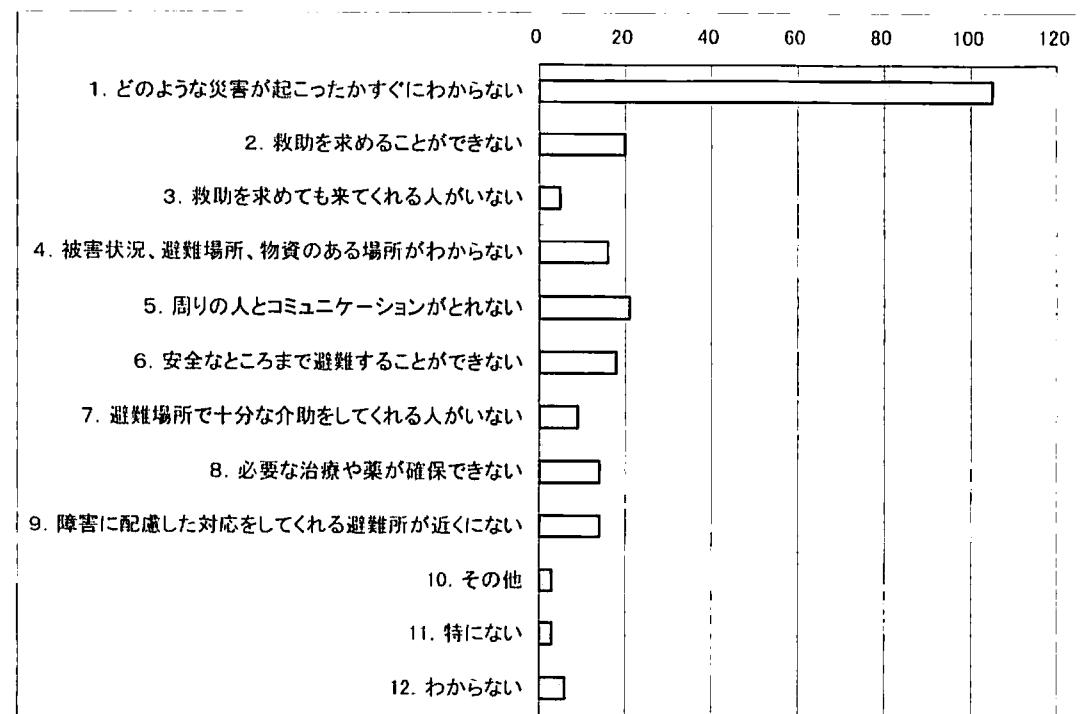
問5 日常生活の不安や福祉サービスのことに関して、あなた（宛名のご本人）はだれに相談していますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 家族	312
2. かかりつけの医師	162
3. 看護師・保健師	33
4. 入所施設（半田更生園等）の職員	17
5. 通所施設（椎ノ木園、どんぐり園、メビウス、アートスクエア等）の職員	30
6. デイサービス（ひまわり、つみき福祉工房等）の職員	18
7. グループホームの職員	2
8. 市役所・保健センターの職員	61
9. 包括支援センターの職員	2
10. 介護保険のケアマネジャー	17
11. 職場の人	8
12. 通園・通学先（保育園・学校）の教職員	22
13. 児童相談センターの職員	3
14. 民生児童委員	3
15. 障害者団体等の関係者	21
16. 知人・友人	63
17. ホームヘルパー	24
18. ボランティア	1
19. その他	23
20. 誰にも相談していない	73



問6 地震や台風などの災害が起きたときに、あなた（宛名のご本人）は何か不安を感じことがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

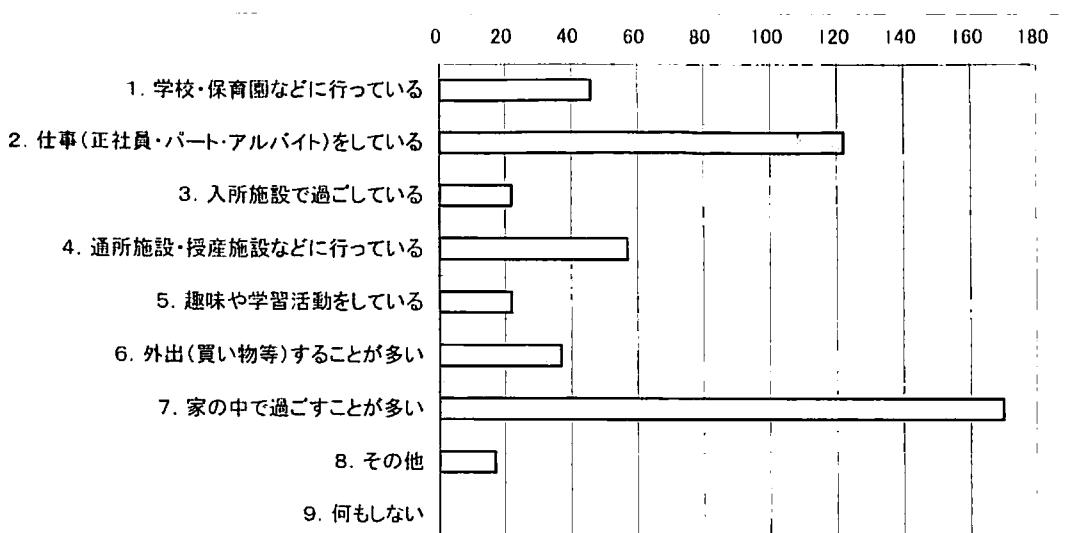
1. どのような災害が起きたかすぐにわからない	105
2. 救助を求めることができない	20
3. 救助を求めても来てくれる人がいない	5
4. 被害状況、避難場所、物資のある場所がわからない	16
5. 周りの人とコミュニケーションがとれない	21
6. 安全なところまで避難することができない	18
7. 避難場所で十分な介助をしてくれる人がいない	9
8. 必要な治療や薬が確保できない	14
9. 障害に配慮した対応をしてくれる避難所が近くにない	14
10. その他	3
11. 特にない	3
12. わからない	6



問7 あなた（宛名のご本人）の①平日の過ごし方、②休日の過ごし方として、最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

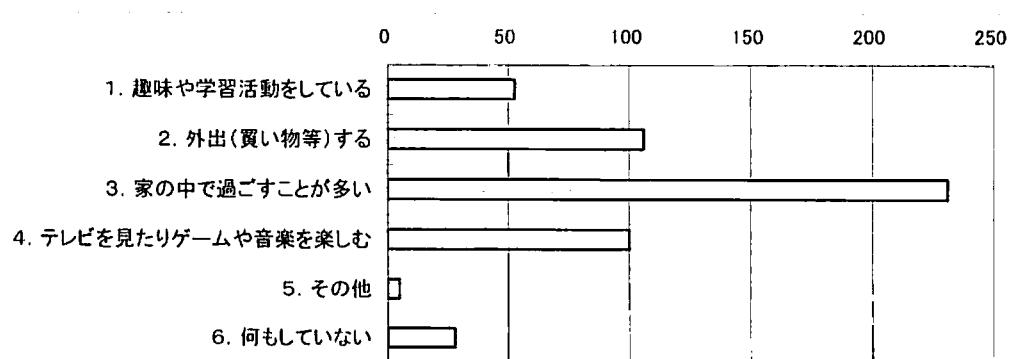
①平日の過ごし方

1. 学校・保育園などに行っている	46
2. 仕事（正社員・パート・アルバイト）をしている	122
3. 入所施設で過ごしている	22
4. 通所施設・授産施設などに行っている	57
5. 趣味や学習活動をしている	22
6. 外出（買い物等）することが多い	37
7. 家の中で過ごすことが多い	170
8. その他	17
9. 何もしない	0



②休日の過ごし方

1. 趣味や学習活動をしている	53
2. 外出（買い物等）する	106
3. 家の中で過ごすことが多い	231
4. テレビを見たりゲームや音楽を楽しむ	100
5. その他	5
6. 何もしていない	28

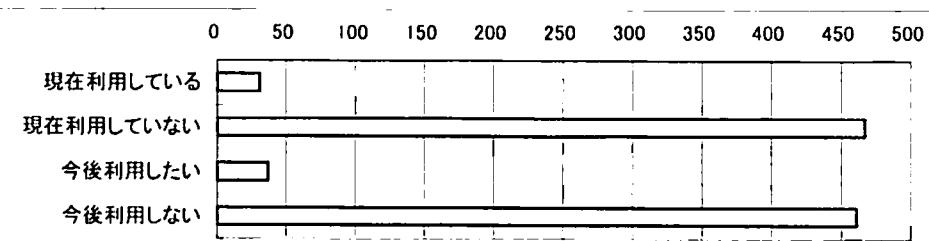


問8 あなた（宛名のご本人）の福祉サービスの利用状況・今後の利用希望についてうかがいます。

(1) 以下の①～⑦の福祉サービスについて、現在の利用状況（利用している場合は○、利用していない場合は空欄）、今後の利用意向に○をつけ、利用を希望する方は希望する利用回数や時間をご記入ください。

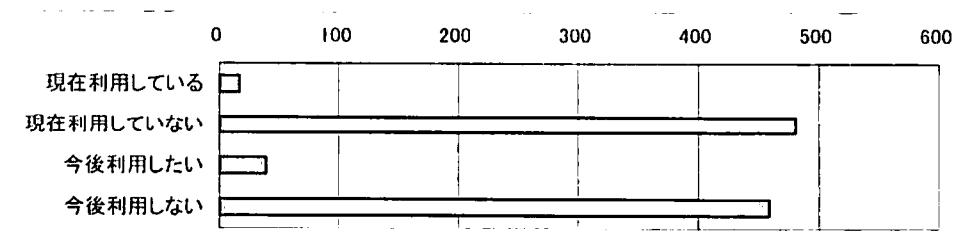
① ホームヘルプ（身体介護）

現在利用している	31
現在利用していない	467
今後利用したい	37
今後利用しない	461
どれだけ利用したいか	9



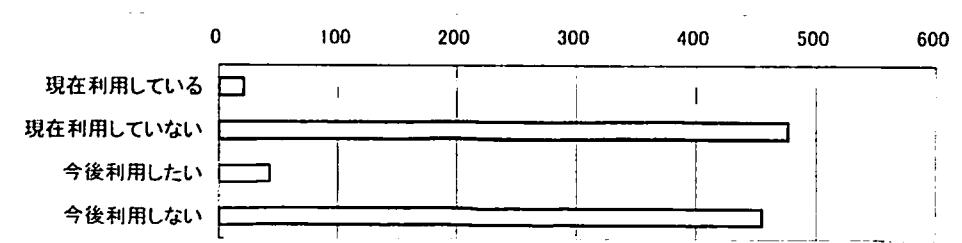
② ホームヘルプ（家事援助）

現在利用している	17
現在利用していない	481
今後利用したい	39
今後利用しない	459
どれだけ利用したいか	6



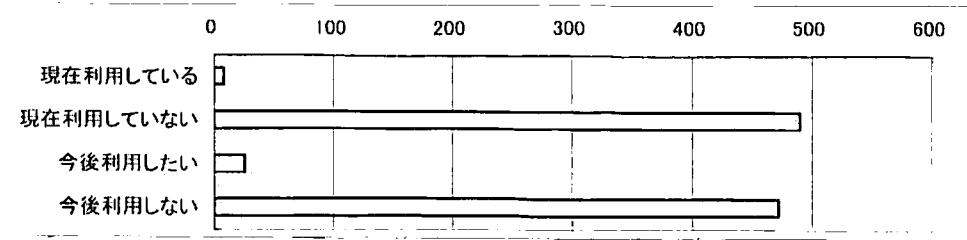
③ ホームヘルプ（外出介護）

現在利用している	21
現在利用していない	477
今後利用したい	43
今後利用しない	455
どれだけ利用したいか	6



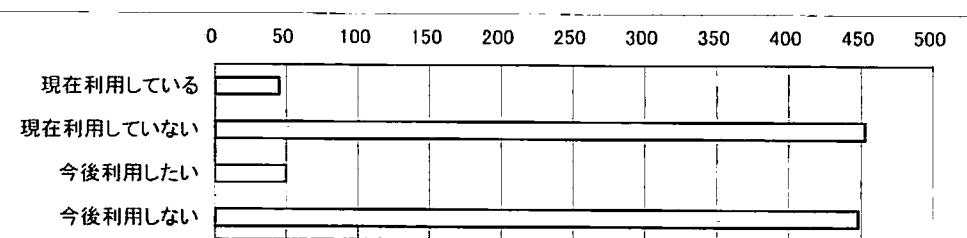
④ 行動援護

現在利用している	8
現在利用していない	490
今後利用したい	26
今後利用しない	472
どれだけ利用したいか	5



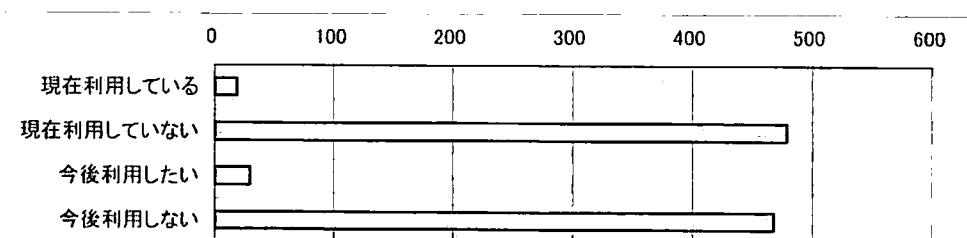
⑤ デイサービス

現在利用している	45
現在利用していない	453
今後利用したい	50
今後利用しない	448
どれだけ利用したいか	3



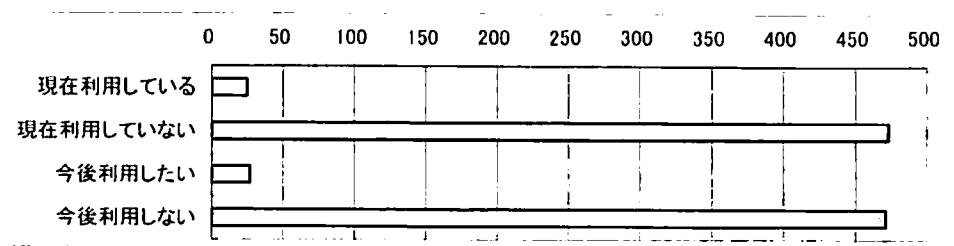
⑥ 短期入所

現在利用している	19
現在利用していない	479
今後利用したい	30
今後利用しない	468
どれだけ利用したいか	4



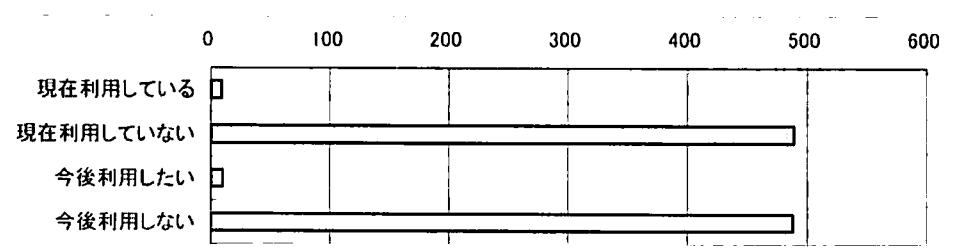
⑦ 通所授産施設

現在利用している	25
現在利用していない	473
今後利用したい	27
今後利用しない	471
どれだけ利用したいか	4



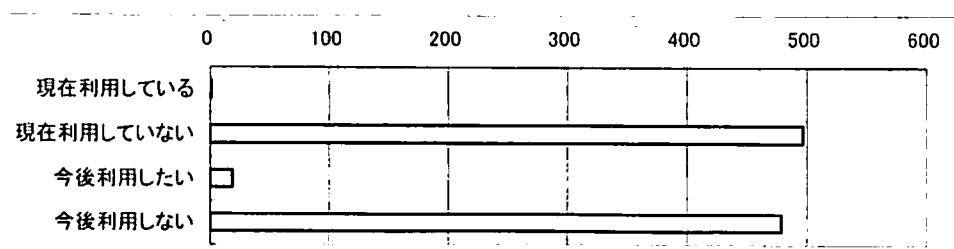
⑧ 通所更生施設

現在利用している	9
現在利用していない	489
今後利用したい	10
今後利用しない	488
どれだけ利用したいか	4



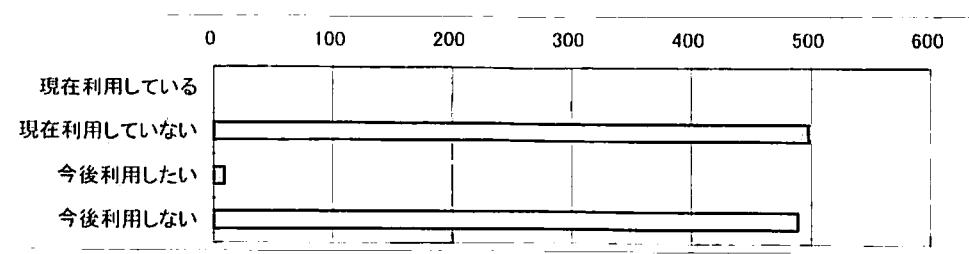
⑨ グループホーム

現在利用している	1
現在利用していない	497
今後利用したい	19
今後利用しない	479
どれだけ利用したいか	0



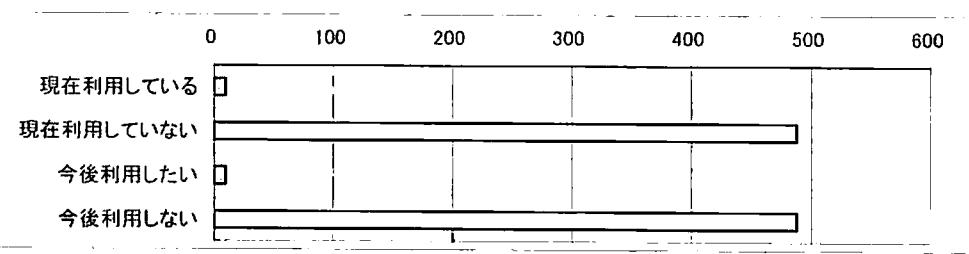
⑩ 入所授産施設

現在利用している	0
現在利用していない	498
今後利用したい	9
今後利用しない	489
どれだけ利用したいか	0



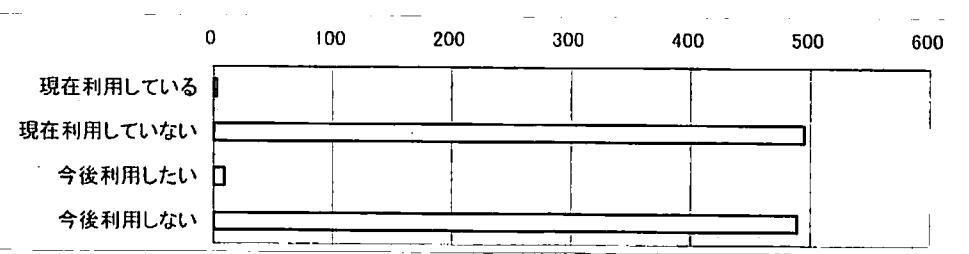
⑪ 入所更生施設

現在利用している	10
現在利用していない	488
今後利用したい	10
今後利用しない	488
どれだけ利用したいか	0



⑫ 療護施設

現在利用している	3
現在利用していない	495
今後利用したい	9
今後利用しない	489
どれだけ利用したいか	0



⑬ 精神障害者小規模授産所

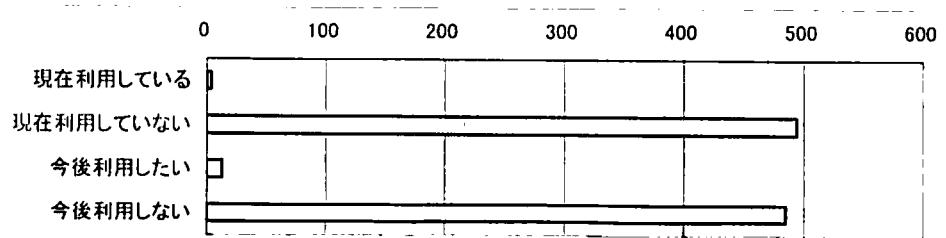
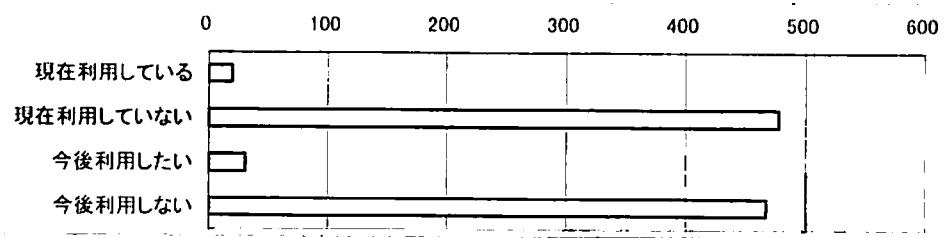
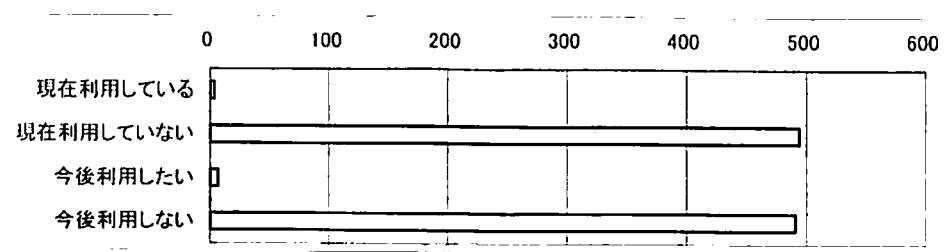
現在利用している	4
現在利用していない	494
今後利用したい	7
今後利用しない	491
どれだけ利用したいか	3

⑭ 据置機・日常生活用具

現在利用している	20
現在利用していない	478
今後利用したい	31
今後利用しない	467
どれだけ利用したいか	1

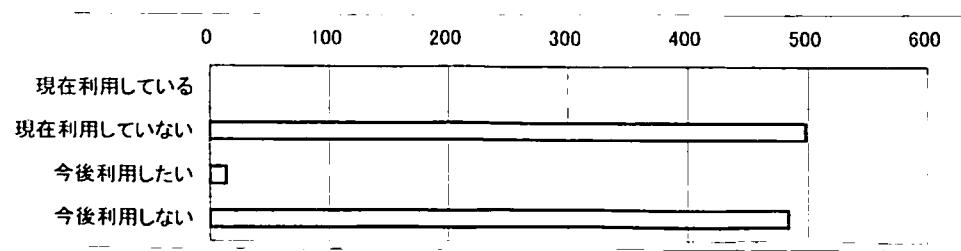
⑮ 訪問入浴サービス

現在利用している	4
現在利用していない	494
今後利用したい	13
今後利用しない	485
どれだけ利用したいか	2



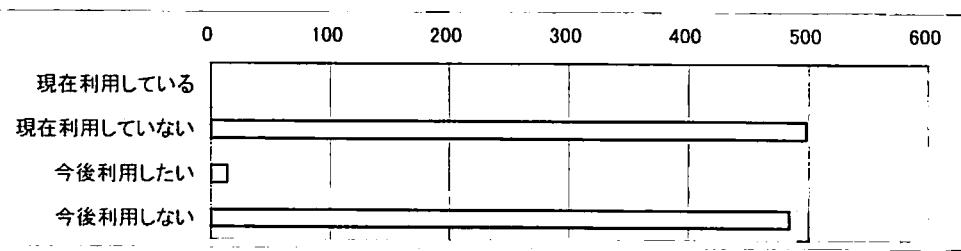
⑯ コミュニケーション(手話通訳等)支援

現在利用している	2
現在利用していない	496
今後利用したい	6
今後利用しない	492
どれだけ利用したいか	7



⑰ 職親制度

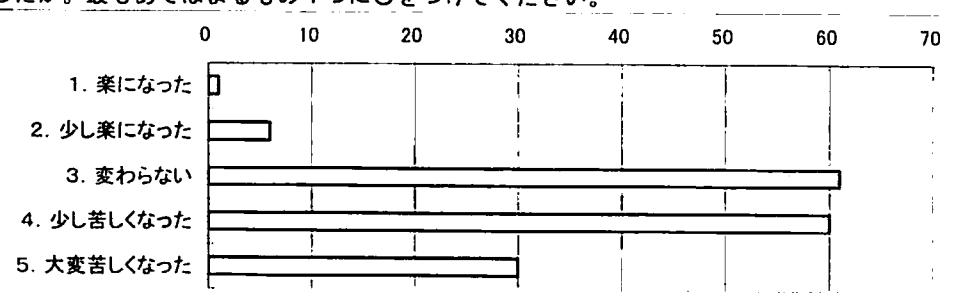
現在利用している	0
現在利用していない	498
今後利用したい	14
今後利用しない	484
どれだけ利用したいか	0



【①～⑯の現在に1つでも○をつけた方（現在利用している方）にお聞きします。】

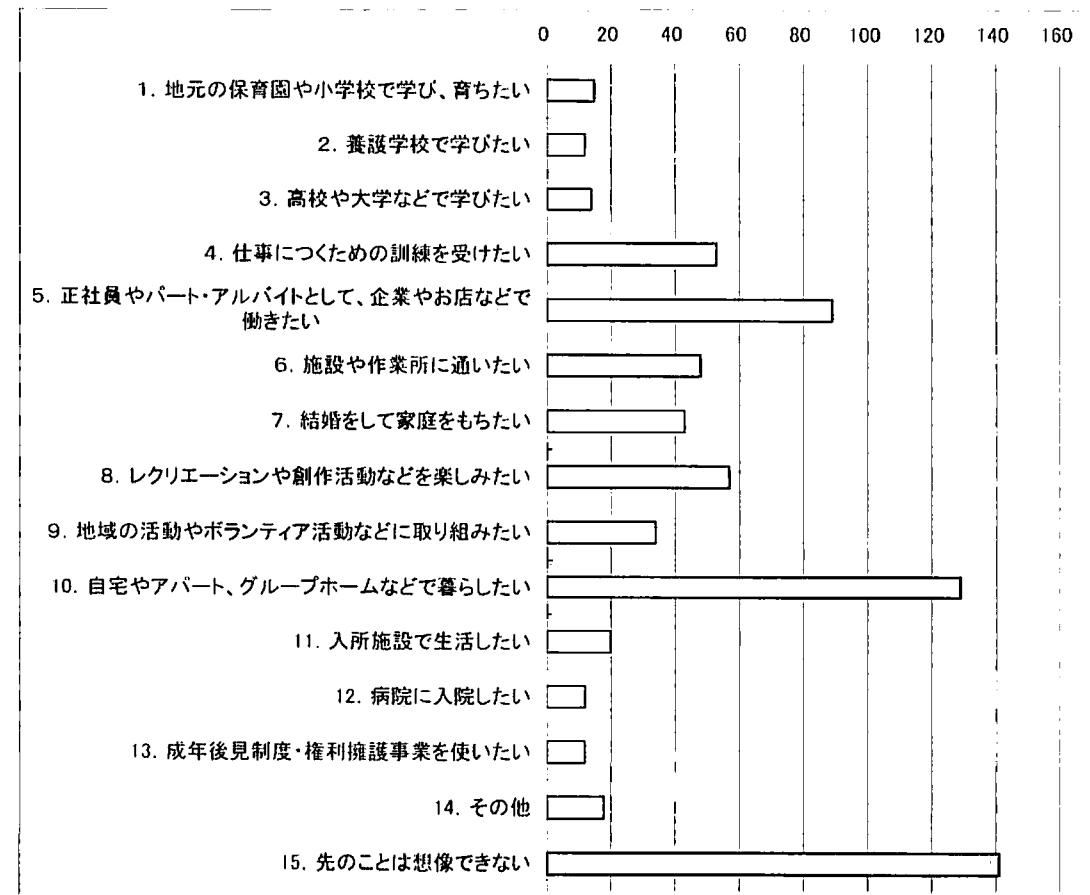
4月から利用者負担額が原則1割になりましたが、以前と比べて生活はどうなりましたか。最もあてはまるもの1つに○をつけてください。

1. 楽になった	1
2. 少し楽になった	6
3. 変わらない	61
4. 少し苦しくなった	60
5. 大変苦しくなった	30



問9 あなたの今後はどんなふうに生活していきたいと思いますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

1. 地元の保育園や小学校で学び、育ちたい	15
2. 養護学校で学びたい	12
3. 高校や大学などで学びたい	14
4. 仕事につくための訓練を受けたい	53
5. 正社員やパート・アルバイトとして、企業やお店などで働きたい	89
6. 施設や作業所に通いたい	48
7. 結婚をして家庭をもちたい	43
8. レクリエーションや創作活動などを楽しみたい	57
9. 地域の活動やボランティア活動などに取り組みたい	34
10. 自宅やアパート、グループホームなどで暮らしたい	129
11. 入所施設で生活したい	20
12. 病院に入院したい	12
13. 成年後見制度・権利擁護事業を使いたい	12
14. その他	18
15. 先のことは想像できない	141

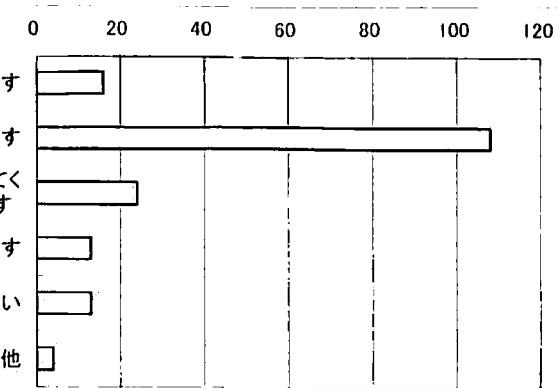


【「10. 自宅やアパート、グループホームなどで暮らしたい」に○をつけた方は次のページもお答えください。】

【問9で「10. 自宅やアパート、グループホームなどで暮らしたい」に○をつけた方にうかがいます。】

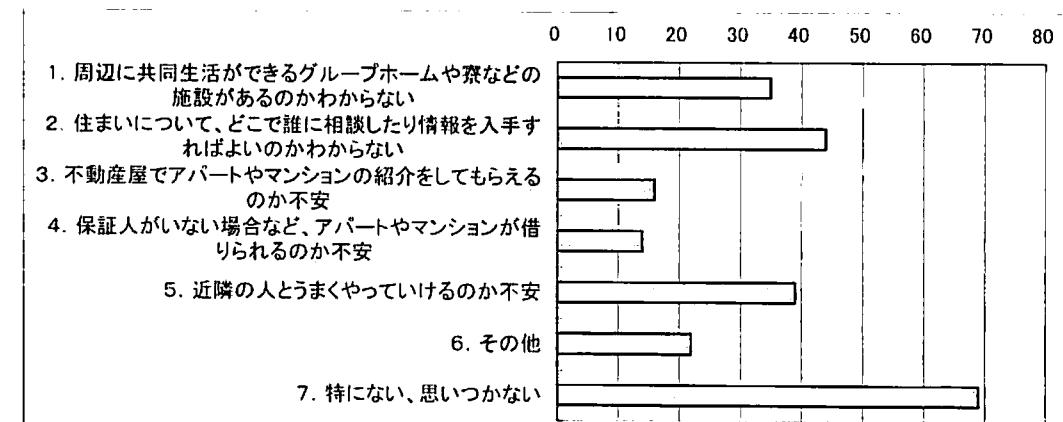
(1) 具体的には、どのように暮らしたいと思いますか。主なもの1つを選び○をつけてください。

1. アパートなどで一人で暮らす	16
2. 自宅で家族と共に暮らす	108
3. 仲間5~6人と一緒に、食事や身の周りの世話をしてくれる人がいる共同生活(グループホームなど)で暮らす	24
4. 援助してくれる人がいる寮のようなところで暮らす	13
5. 想像できない、考えられない	13
6.. その他	4



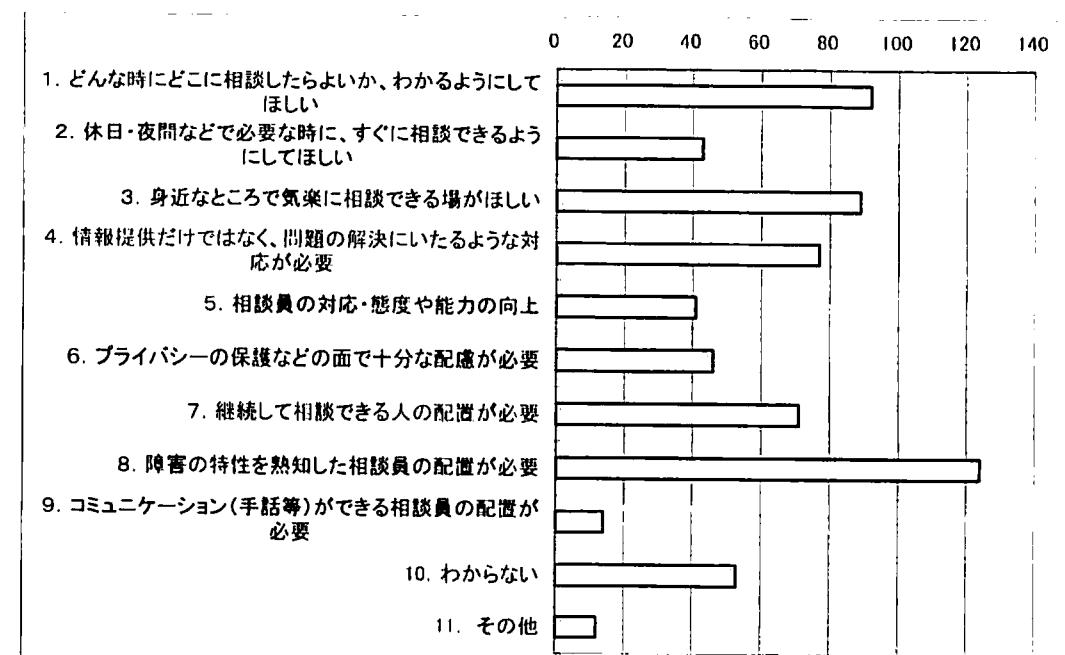
(2) 施設や病院を出て地域で暮らす場合や、家族から独立して暮らす場合に、不安なことはありますか。最もあてはまるもの2つを選び○をつけてください。

1. 周辺に共同生活ができるグループホームや寮などの施設があるのかわからない	35
2. 住まいについて、どこで誰に相談したり情報を入手すればよいのかわからない	44
3. 不動産屋でアパートやマンションの紹介をしてもらえるのか不安	16
4. 保証人がいない場合など、アパートやマンションが借りられるのか不安	14
5. 近隣の人とうまくやっていけるのか不安	39
6. その他	22
7. 特にない、思いつかない	69



問10 障害福祉に関する相談窓口について希望することがありますか。主なもの2つを選び○をつけてください。

1. どんな時にどこに相談したらよいか、わかるようにしてほしい	92
2. 休日・夜間などで必要な時に、すぐに相談できるようにしてほしい	43
3. 身近なところで気楽に相談できる場がほしい	89
4. 情報提供だけではなく、問題の解決にいたるような対応が必要	77
5. 相談員の対応・態度や能力の向上	41
6. プライバシーの保護などの面で十分な配慮が必要	46
7. 継続して相談できる人の配置が必要	71
8. 障害の特性を熟知した相談員の配置が必要	124
9. コミュニケーション（手話等）ができる相談員の配置が必要	14
10. わからない	53
11. その他	12



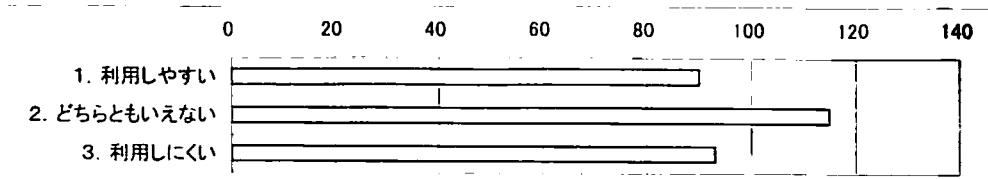
問11 現在の公共施設の利用環境やあなた（宛名のご本人）の外出のしやすさについてうかがいます。

(1)～(3)の各項目について、あなたの実感に近いもの1つを選び、○をつけてください。

(1) 現在の移動手段について、あなたは利用しやすいと思いますか。

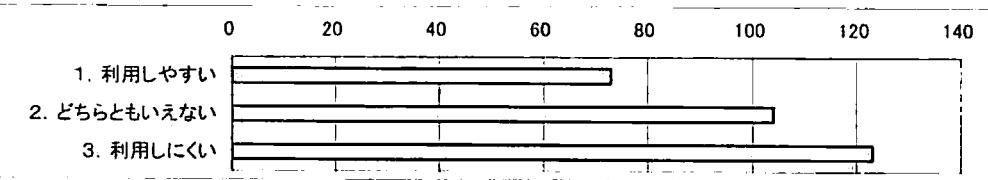
①電車・鉄道

1. 利用しやすい	90
2. どちらともいえない	115
3. 利用しにくい	93



②バス

1. 利用しやすい	73
2. どちらともいえない	104
3. 利用しにくい	123



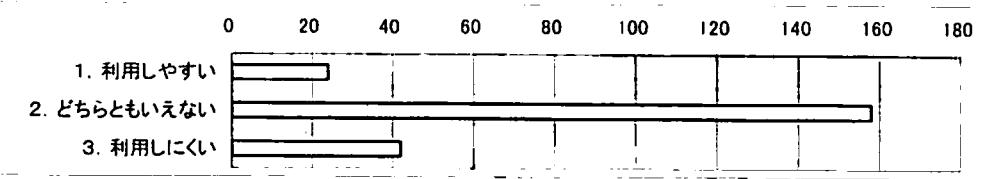
③タクシー

1. 利用しやすい	94
2. どちらともいえない	138
3. 利用しにくい	50



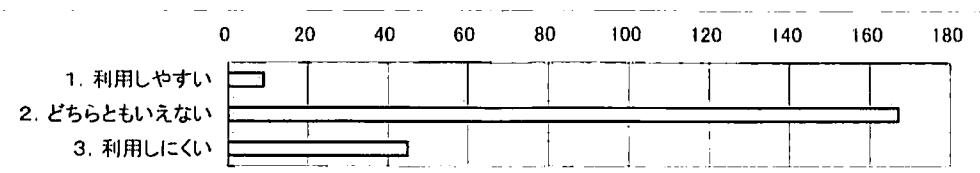
④介護タクシー

1. 利用しやすい	24
2. どちらともいえない	158
3. 利用しにくい	42



⑤ボランティア等

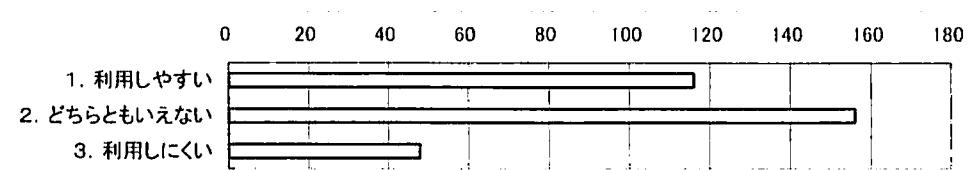
1. 利用しやすい	9
2. どちらともいえない	167
3. 利用しにくい	45



(2) 利用しやすさについて、あなた（宛名のご本人）のお考えをお答えください。

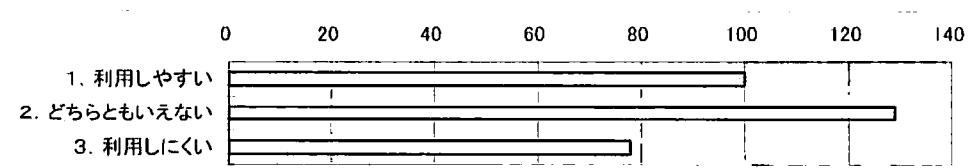
①市役所

1. 利用しやすい	116
2. どちらともいえない	156
3. 利用しにくい	48



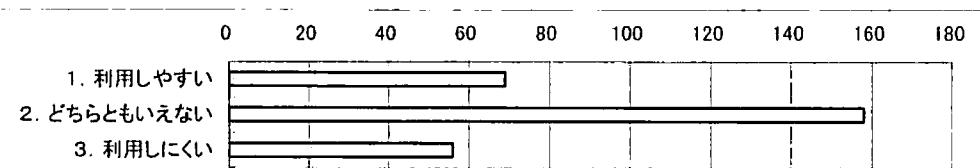
②半田病院

1. 利用しやすい	100
2. どちらともいえない	129
3. 利用しにくい	78



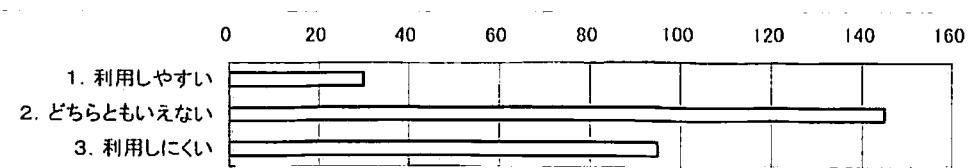
③雁宿ホール

1. 利用しやすい	69
2. どちらともいえない	158
3. 利用しにくい	56



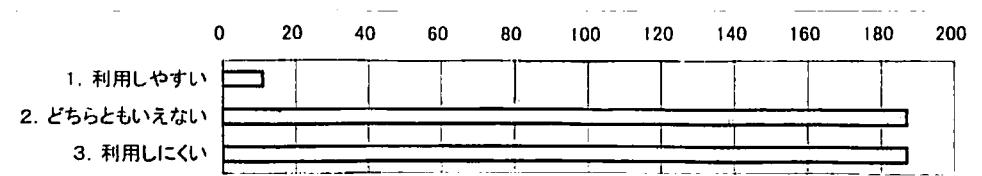
④歩道の利用しやすさ

1. 利用しやすい	30
2. どちらともいえない	145
3. 利用しにくい	95



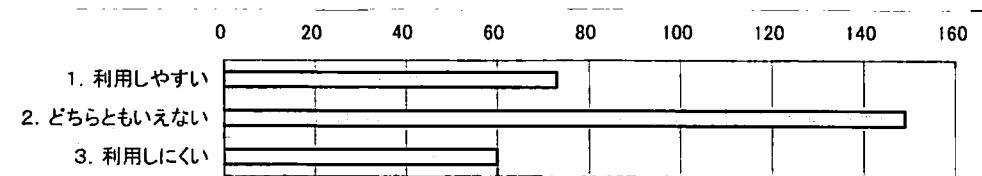
⑤点字ブロック

1. 利用しやすい	11
2. どちらともいえない	187
3. 利用しにくい	187



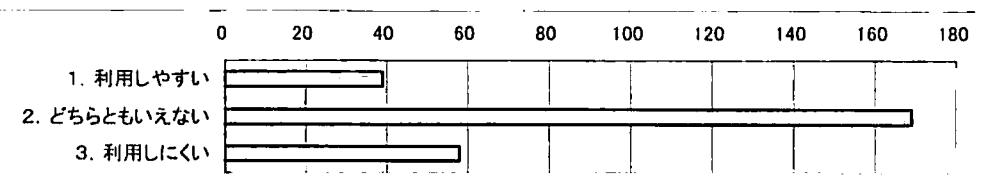
⑥公共施設やお店などのトイレ

1. 利用しやすい	73
2. どちらともいえない	149
3. 利用しにくい	60



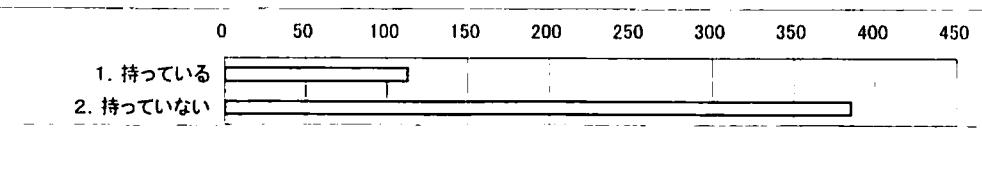
⑦標識や案内板

1. 利用しやすい	39
2. どちらともいえない	169
3. 利用しにくい	58



(4) あなた(宛名のご本人)は、半田市バス特別乗車証(バス運賃無料制度)をお持ちですか。

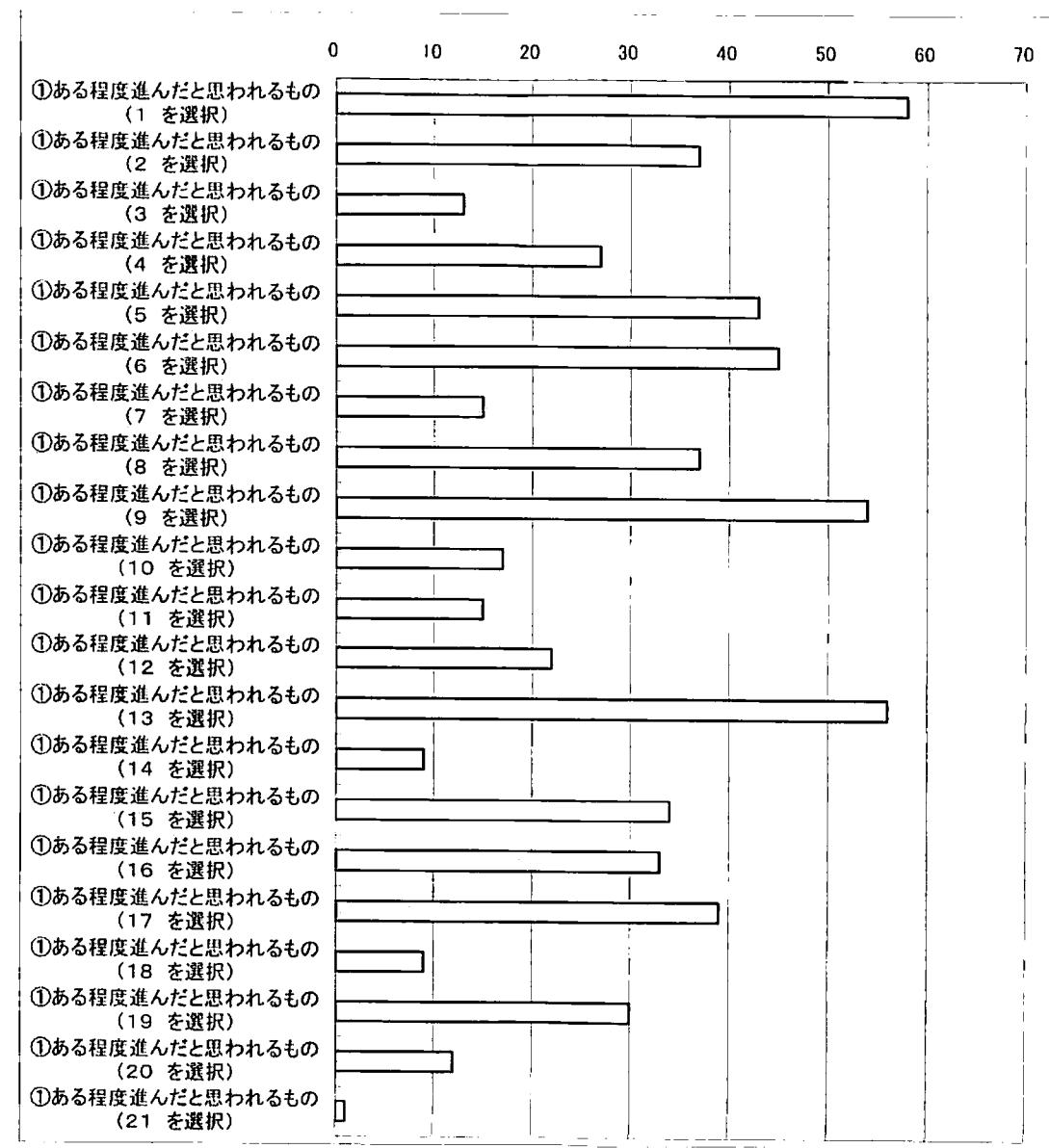
1. 持っている	113
2. 持っていない	385
(持っている場合) 使う回数 回/月	7



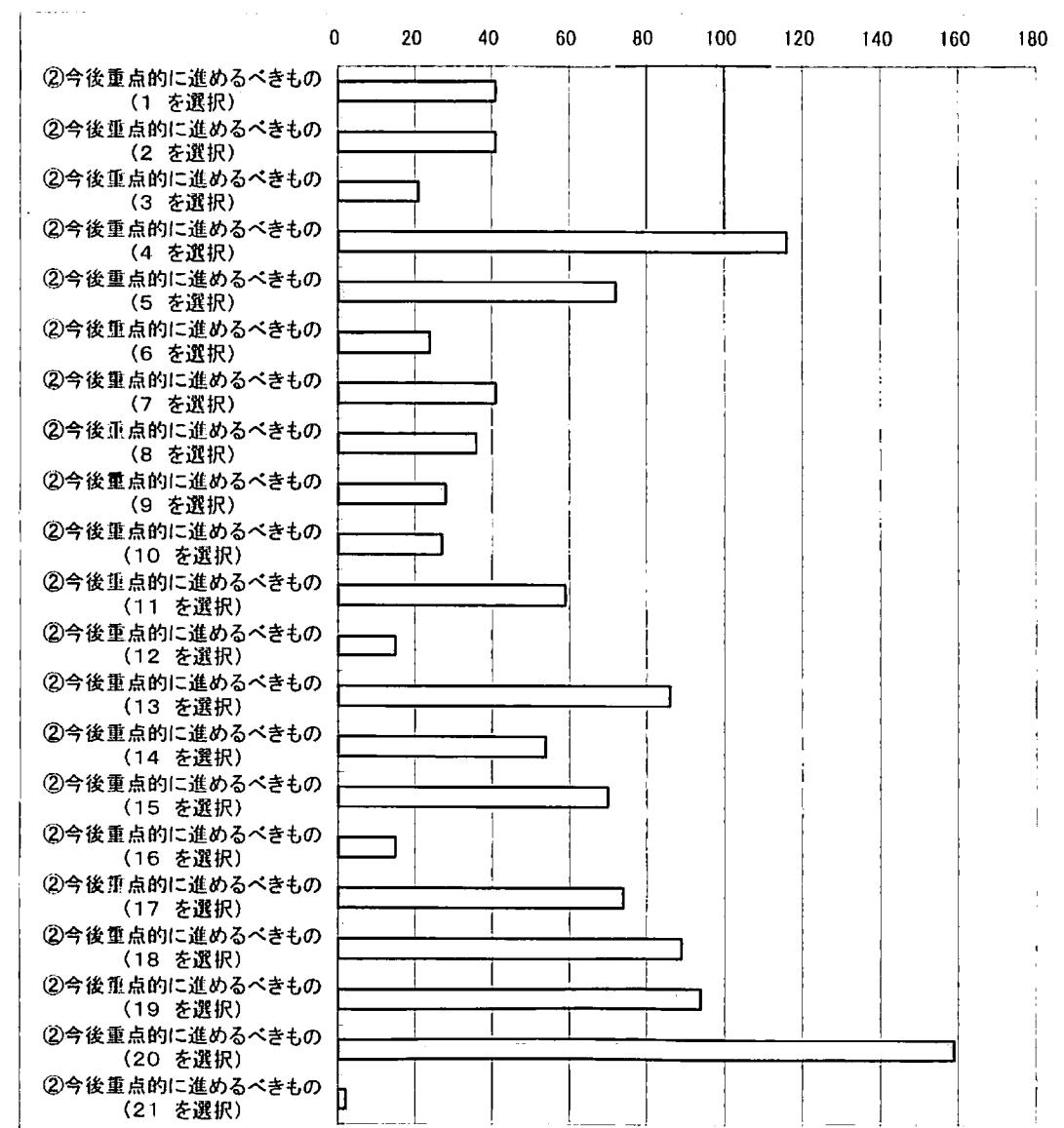
問12 半田市では、「障害のあるなしにかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるまち」をめざしています。以下の【選択肢】の項目のなかから、あなた（宛名のご本人）から見て、①ある程度進んだと思われるもの、②今後重点的に進めるべきものを、それぞれ4つまで選び、□内に番号を記入してください。

1. 障害を早期に発見し、適切な療育を受けられるようにすること
2. 障害のある子どもが、地元の保育園や小中学校に通えるようにすること
3. 障害のある子どもが、学童クラブに通えるようにすること
4. 障害のある人が、企業などで働けるようにすること
5. 障害のある人への相談窓口を充実させること
6. ホームヘルプサービスを充実させること
7. グループホームやアパートなどで暮らせるようにすること
8. 作業所や地域デイケア施設を充実させること
9. デイサービスやショートステイを充実させること
10. 授産施設などの通所施設を充実させること
11. 入所施設や入院できる病院を増やすこと
12. 手話や点字など、コミュニケーションの支援を充実すること
13. 障害のある人が安心して医療を受けられるようにすること
14. ケガや病気などで一時的に必要となった人にも使えるサービスを用意すること
15. 道路や公共施設などを障害のある人にも使いやすくすること
16. スポーツ、レクリエーション、文化活動に参加しやすくすること
17. バスや鉄道などの交通機関を障害のある人にも使いやすくすること
18. 地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策を充実すること
19. 障害のある人もない人も、お互い理解しあって協力していくこと
20. 財政的支援・経済的負担の軽減を図ること
21. その他

①ある程度進んだと思われるもの (1 を選択)	58
①ある程度進んだと思われるもの (2 を選択)	37
①ある程度進んだと思われるもの (3 を選択)	13
①ある程度進んだと思われるもの (4 を選択)	27
①ある程度進んだと思われるもの (5 を選択)	43
①ある程度進んだと思われるもの (6 を選択)	45
①ある程度進んだと思われるもの (7 を選択)	15
①ある程度進んだと思われるもの (8 を選択)	37
①ある程度進んだと思われるもの (9 を選択)	54
①ある程度進んだと思われるもの (10 を選択)	17
①ある程度進んだと思われるもの (11 を選択)	15
①ある程度進んだと思われるもの (12 を選択)	22
①ある程度進んだと思われるもの (13 を選択)	56
①ある程度進んだと思われるもの (14 を選択)	9
①ある程度進んだと思われるもの (15 を選択)	34
①ある程度進んだと思われるもの (16 を選択)	33
①ある程度進んだと思われるもの (17 を選択)	39
①ある程度進んだと思われるもの (18 を選択)	9
①ある程度進んだと思われるもの (19 を選択)	30
①ある程度進んだと思われるもの (20 を選択)	12
①ある程度進んだと思われるもの (21 を選択)	1



②今後重点的に進めるべきもの (1 を選択)	41
②今後重点的に進めるべきもの (2 を選択)	41
②今後重点的に進めるべきもの (3 を選択)	21
②今後重点的に進めるべきもの (4 を選択)	116
②今後重点的に進めるべきもの (5 を選択)	72
②今後重点的に進めるべきもの (6 を選択)	24
②今後重点的に進めるべきもの (7 を選択)	41
②今後重点的に進めるべきもの (8 を選択)	36
②今後重点的に進めるべきもの (9 を選択)	28
②今後重点的に進めるべきもの (10 を選択)	27
②今後重点的に進めるべきもの (11 を選択)	59
②今後重点的に進めるべきもの (12 を選択)	15
②今後重点的に進めるべきもの (13 を選択)	86
②今後重点的に進めるべきもの (14 を選択)	54
②今後重点的に進めるべきもの (15 を選択)	70
②今後重点的に進めるべきもの (16 を選択)	15
②今後重点的に進めるべきもの (17 を選択)	74
②今後重点的に進めるべきもの (18 を選択)	89
②今後重点的に進めるべきもの (19 を選択)	94
②今後重点的に進めるべきもの (20 を選択)	159
②今後重点的に進めるべきもの (21 を選択)	2



半田市障害者地域生活支援事業説明会

・半田市障害福祉計画中間報告会資料

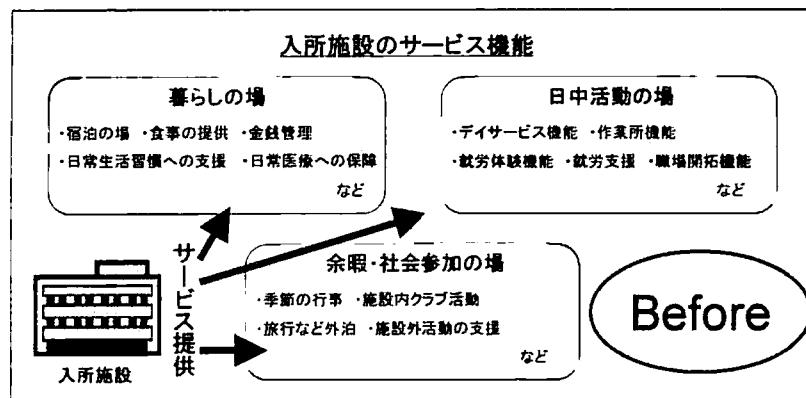
障害者自立支援法の概要

半田市障害福祉計画策定委員会

1

入所施設(ハード)中心の福祉から…

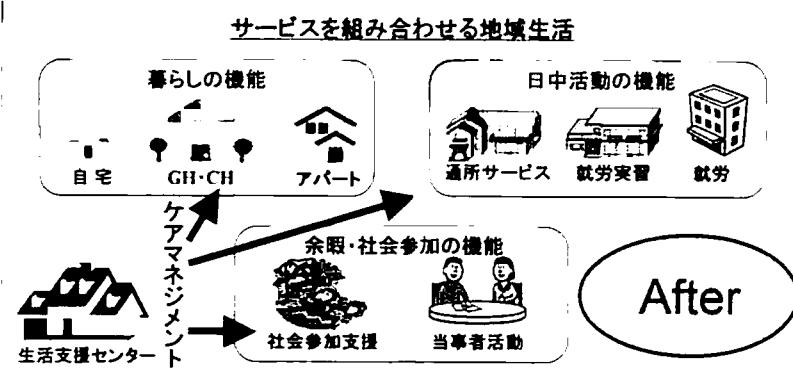
入所施設(旧:入所更生施設・入所授産施設など)の
持っている機能を整理すると…



入所施設(旧:入所更生施設・入所授産施設など)は、
大きく分けて、3つの機能に分かれていることがわかる！
2

ハードの福祉からソフトの福祉へ！

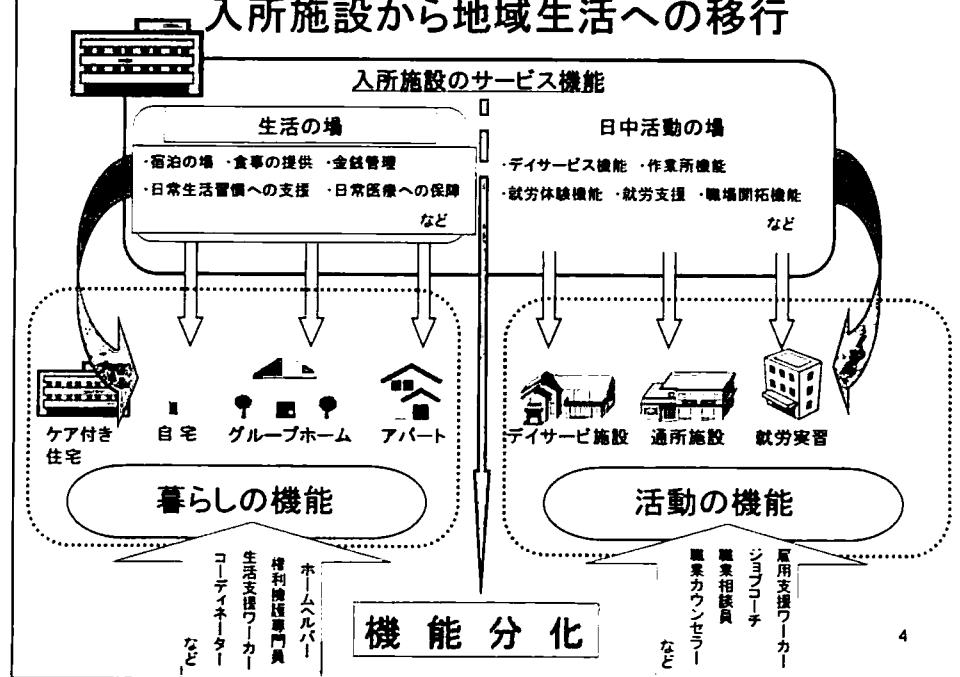
入所施設のサービス機能を地域の福祉サービスの中から選択し、組み合わせて利用する「ケアマネジメント生活」になります



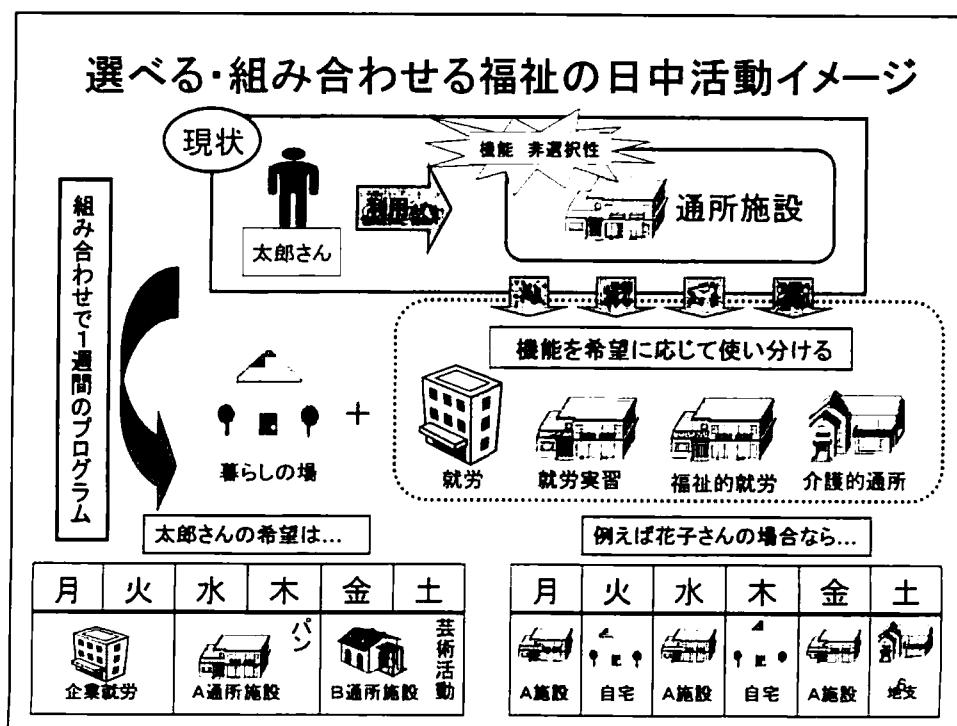
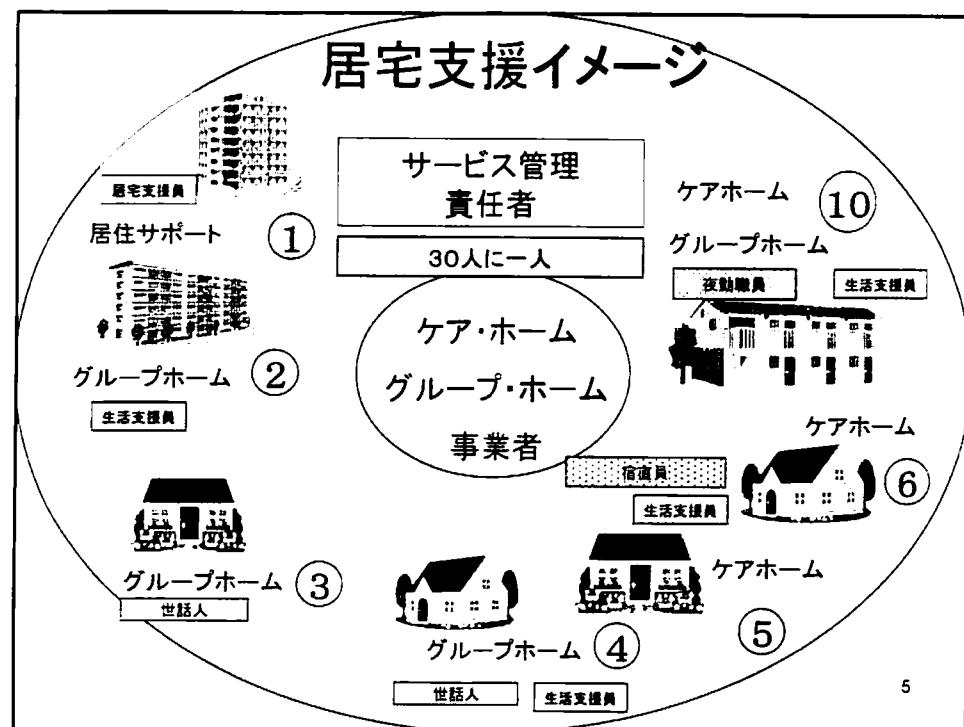
入所施設の3つの機能が身近なところにあるとしたら?
必要なサービスと一緒に考えてくれる地域生活支援センターがあるとしたら?

3

入所施設から地域生活への移行

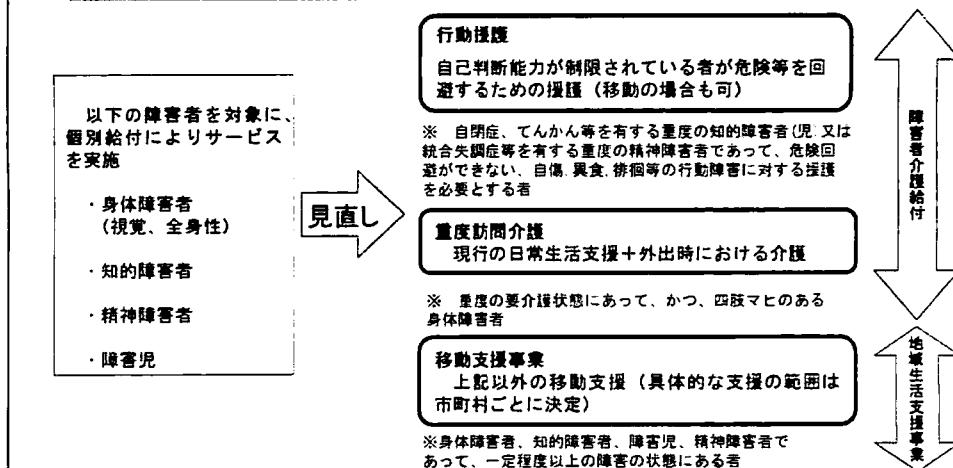


4



「移動支援」はどうなるの？

- 移動支援については、実効的なニーズへの対応や複数の者の移動の同時支援など柔軟性のある支援を行うため、「地域生活支援事業」としてサービスを提供する。
- 移動支援と介護を一体的に提供する必要がある一定程度以上の重度障害者については、サービス類型を創設し、個別給付でサービスを提供する。

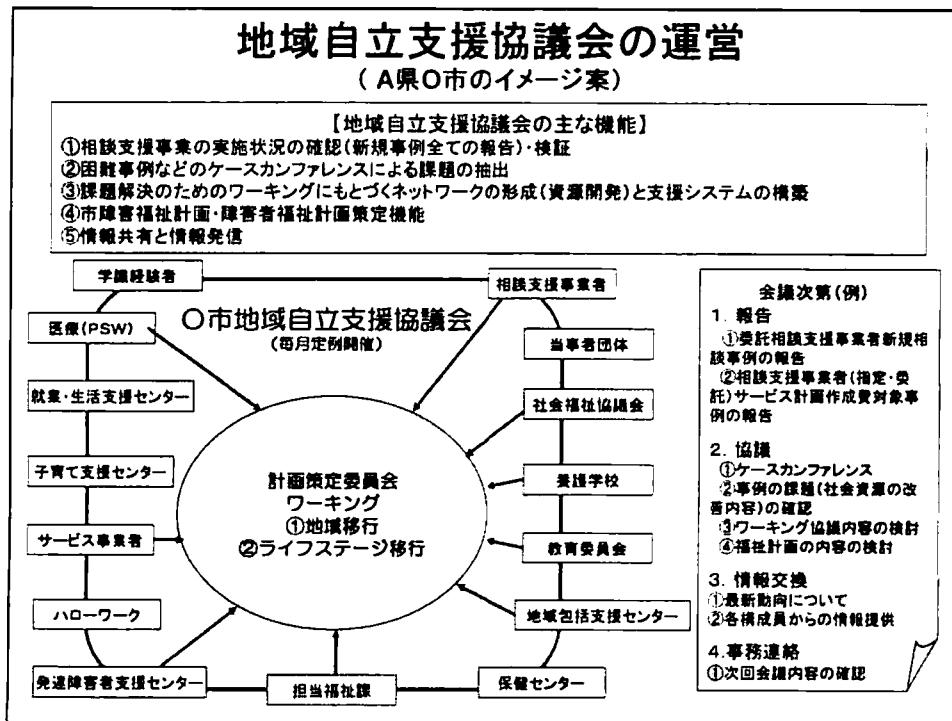
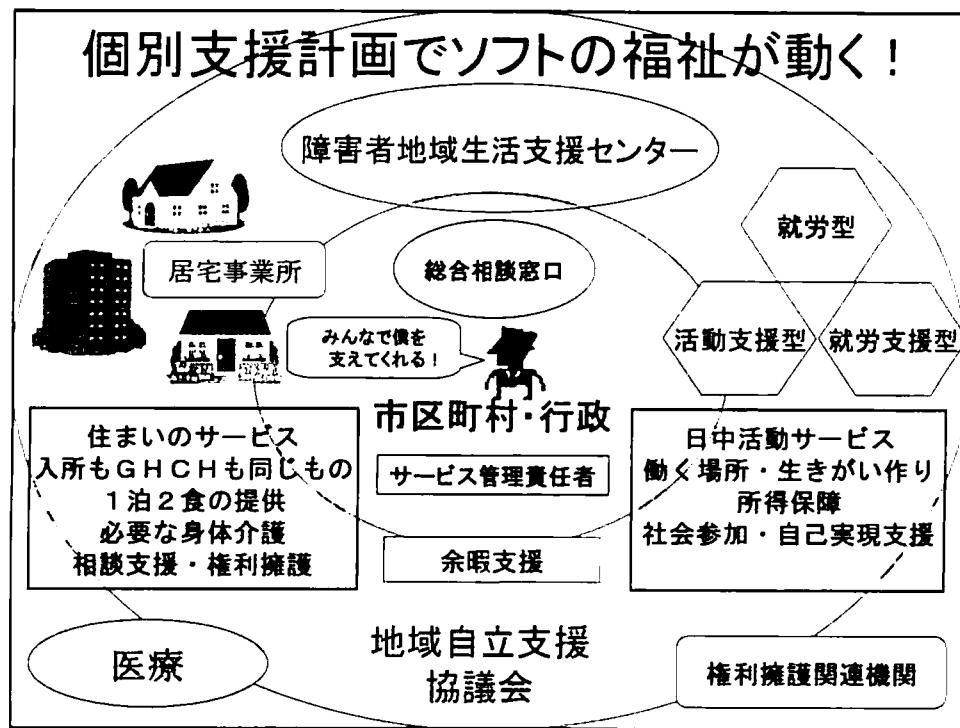


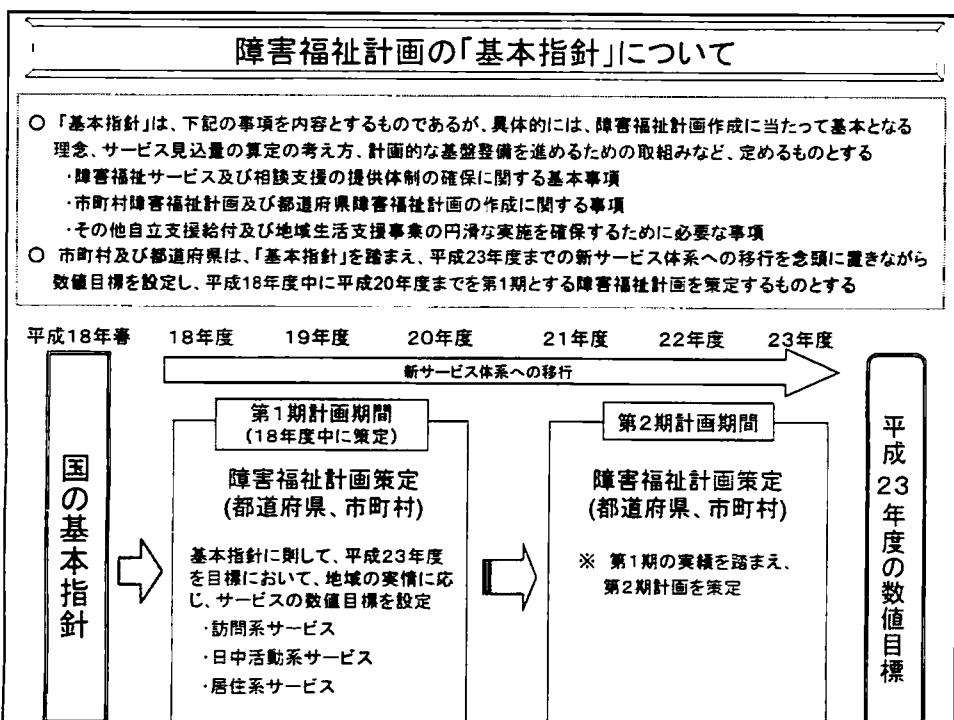
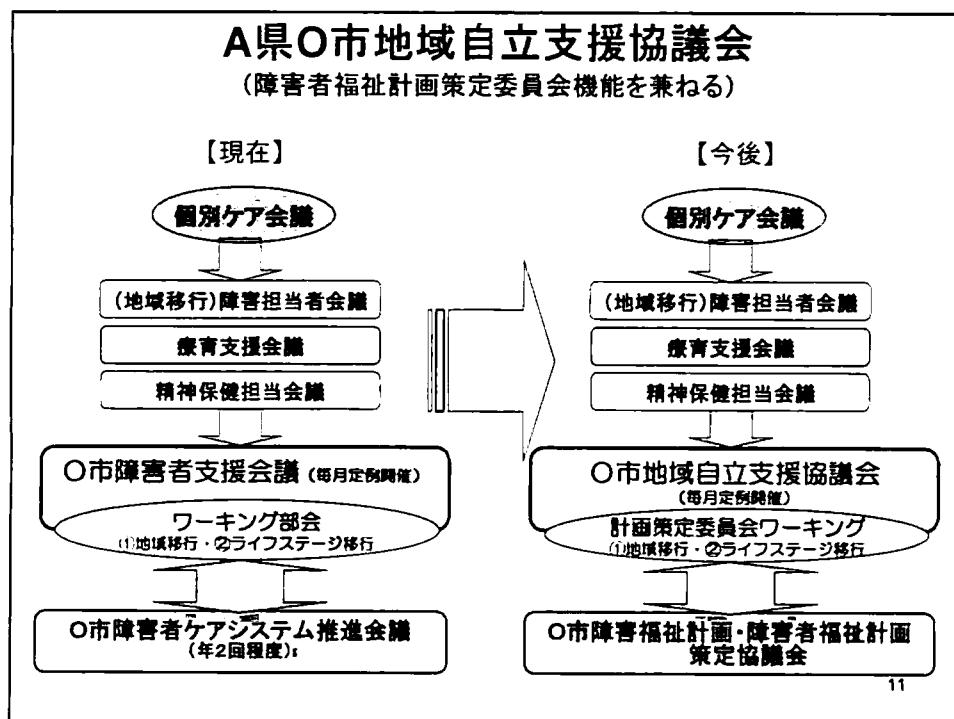
ひと目でわかる！区分とサービスの関係

	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
ホームヘルプ							
行動援護 (5時間まで)					行動関連項目の合計点10点以上		
移動支援	市町村判断で利用可能				市町村判断で利用可能		
重度訪問介護 (3時間以上)					二肢以上に麻痺がある 該定項目のうち歩行・摂食・排尿・ 排便が、いずれもできる限り		
就労移行・継続	市町村判断で利用可能						
生活介護							
施設入所支援				50歳以上の場合 区分3から			
ケアホーム							
グループホーム	市町村判断で利用可能						

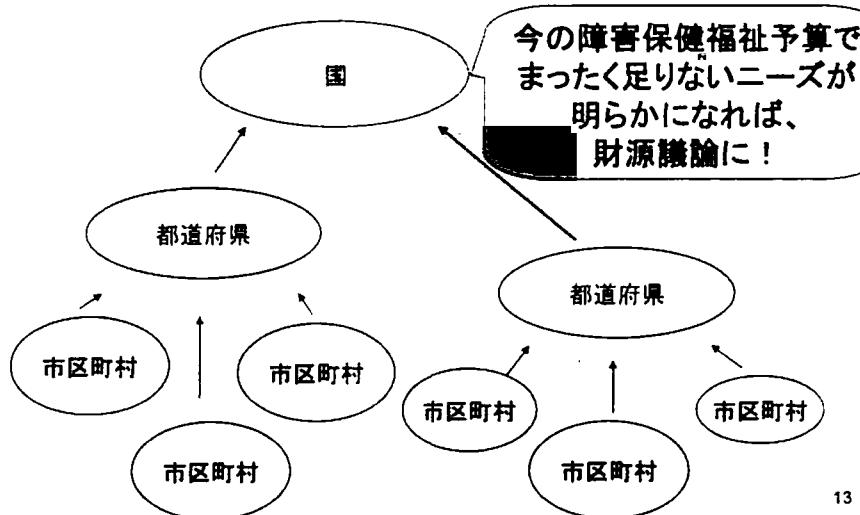
重度包括支援 区分6 かつ

・四肢に麻痺があり呼吸管理がいるor最重度知的障害
・行動関連項目15点以上のもの





障害福祉計画の数値目標は 障害保健福祉のニーズ調査です！



13

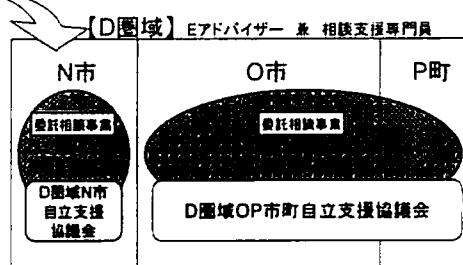
相談支援体制におけるアドバイザーの配置について (都道府県相談支援体制整備事業)

アドバイザーの担い手として次の3点を有する者をイメージとして示している
①地域における相談支援体制整備について実績を有する者
②相談支援事業に従事した相当期間の経験を有する者
③障害者支援に関する高い識見を有する者

【A県の場合】

B圏域 Cアドバイザー	D圏域 Eアドバイザー
F圏域 Gアドバイザー	H圏域 Iアドバイザー
J圏域 Kアドバイザー	L圏域 Mアドバイザー

※ A県自立支援協議会で
アドバイザーの圏域毎配置と
人選の承認を行う



※ N市、O市、P町が委託する相談支援事業者の
相談支援専門員の中からEアドバイザーを選任する

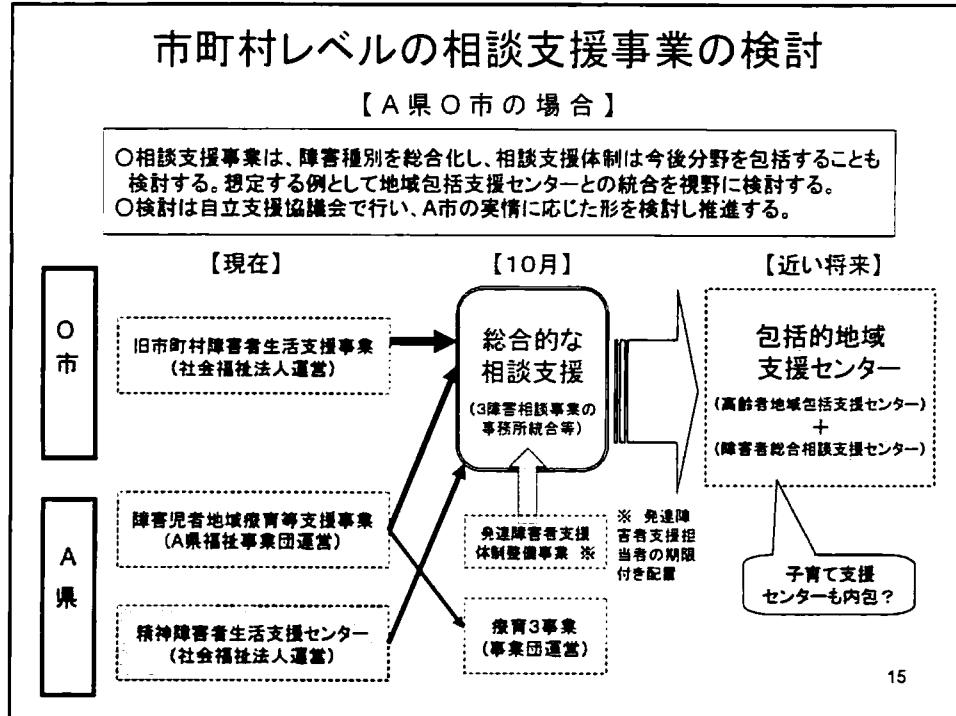
アドバイザーは、
日常的に業務として相談支援事業に携わり、
圏域内の地域自立支援協議会の運営に協
働する相談支援専門員がのぞましい

同じ圏域で共通する社会資源開発も意識しながら、
小回りの利くアドバイザーにより、
支援システムの構築等の体制整備に取り組む

市町村レベルの相談支援事業の検討

【A県〇市の場合】

- 相談支援事業は、障害種別を総合化し、相談支援体制は今後分野を包括することも検討する。想定する例として地域包括支援センターとの統合を視野に検討する。
- 検討は自立支援協議会で行い、A市の実情に応じた形を検討し推進する。



半田市の地域生活支援事業

半田市福祉部福祉課

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

地域生活支援事業の目的

高齢者及び障害児が、その有する能力や適応に応じ、自立した日常生活又は社会生活をことができるようにする。

地域の特性や利用者の状況



障害者の福祉の増進

安心して暮らすことができる地域社会の実現

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

△ 半田市の取り組み

△ でのサービスが引き続き使えるように

△ 県事業	■ コミュニケーション支援事業
△ 活用具給付等事業	■ 移動支援事業
△ 助け支援センター事業	■ 日中一時支援事業
△ 谷事業	■ 知的障害者職親委託制度
△ 倉庫免許取得助成事業	■ 自動車改造助成事業
(児) タクシー料金助成事業	■ 障害者 (児) バス運賃扶助事業

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

▶ 3

△ サービスはどう変わる？（1）

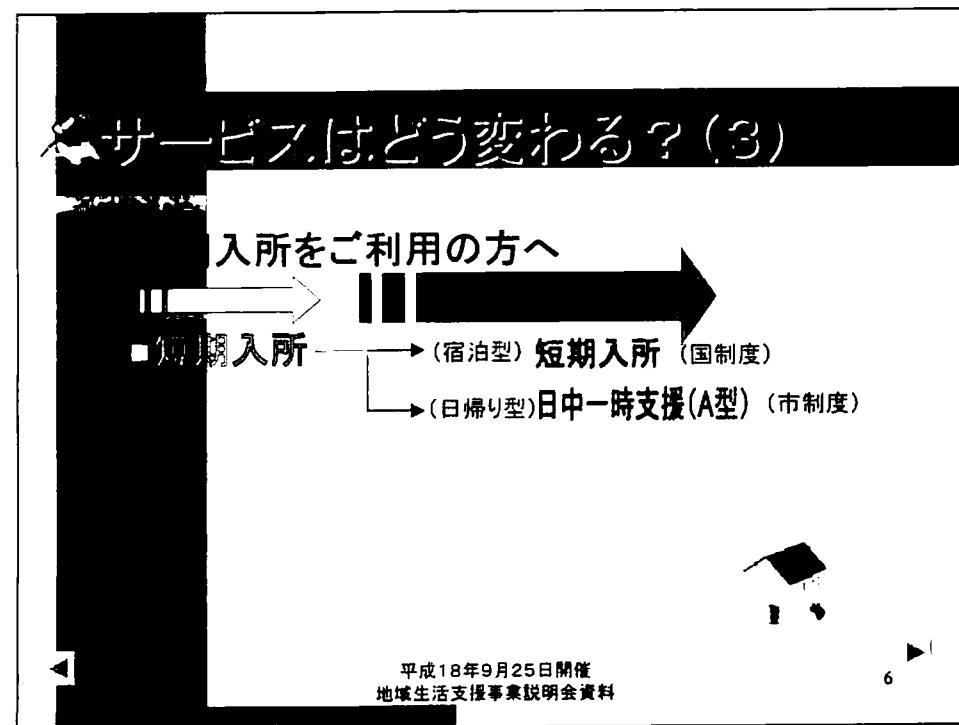
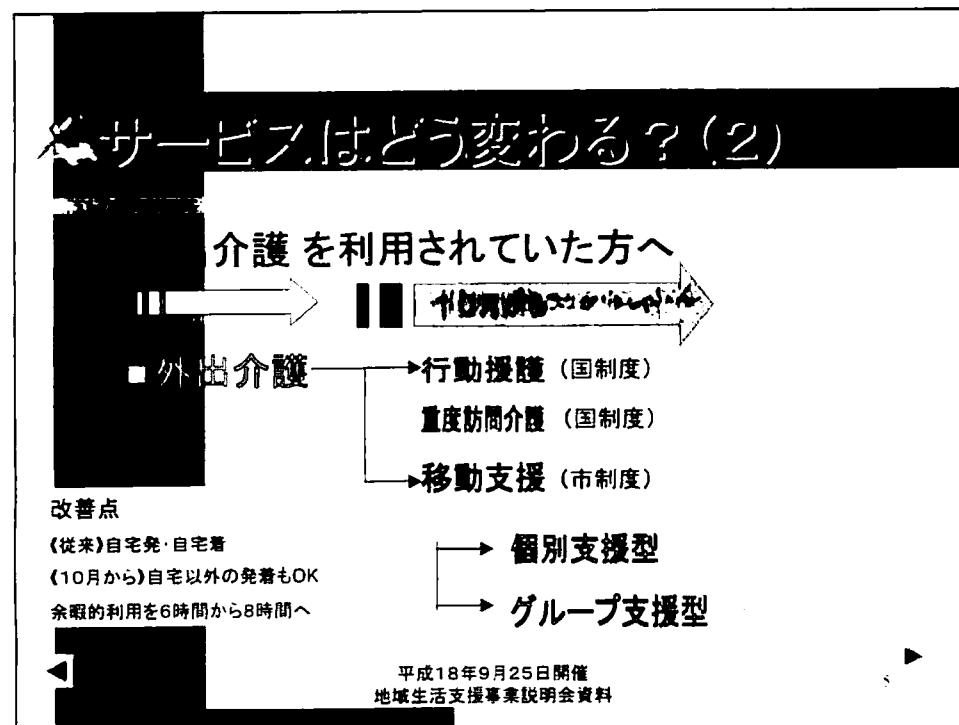
△ サービスをご利用の方へ

△ サービス → 生活介護（国制度）
△ サービス → 地域活動支援センター（市制度）
△ サービス → 日中一時支援（B型）（市制度）

△ サービス → 児童デイサービス（国制度）
△ サービス → 日中一時支援（C型）（市制度）

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

▶ 4



◆デイサービスのサービス体系

別障害支援体制

児童デイサービス
日中一時支援(C型)
地域活動支援センター・日中一時支援(B型)

年代別サービス体系

小学校 中学校 高校 成人

のサービス内容は、市福祉課へお尋ねください。

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

◆利用者負担はどう変わる？（1）

一度のみご利用の皆様へ

料金区分	負担率	負担上限額
料金未満	0%	0円
料金以上	10%	15,000円
料金以上	10%	24,600円
料金以上	10%	37,200円

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

利用者負担はどう変わる？(2)

生活支援事業(市制度)のみご利用の方へ

負担区分	負担率	負担上限額
0%未満	0%	0円
0%～4%	4%	15,000円
4%～6%	6%	24,600円
6%～10%	10%	37,200円

後日償還払い

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

▶ 9

利用者負担はどう変わる？(3)

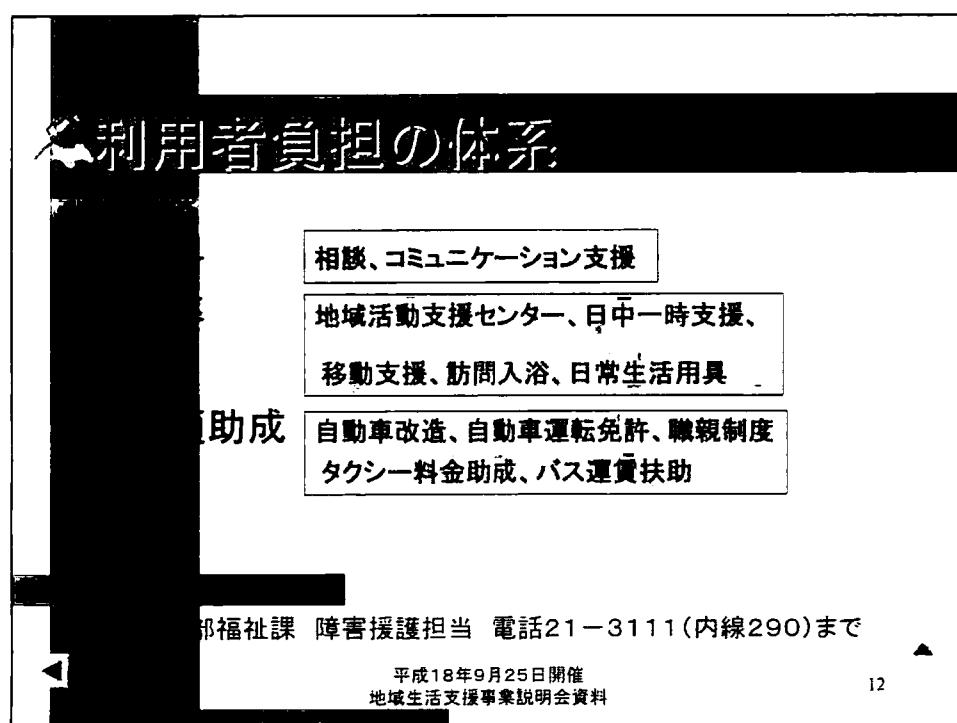
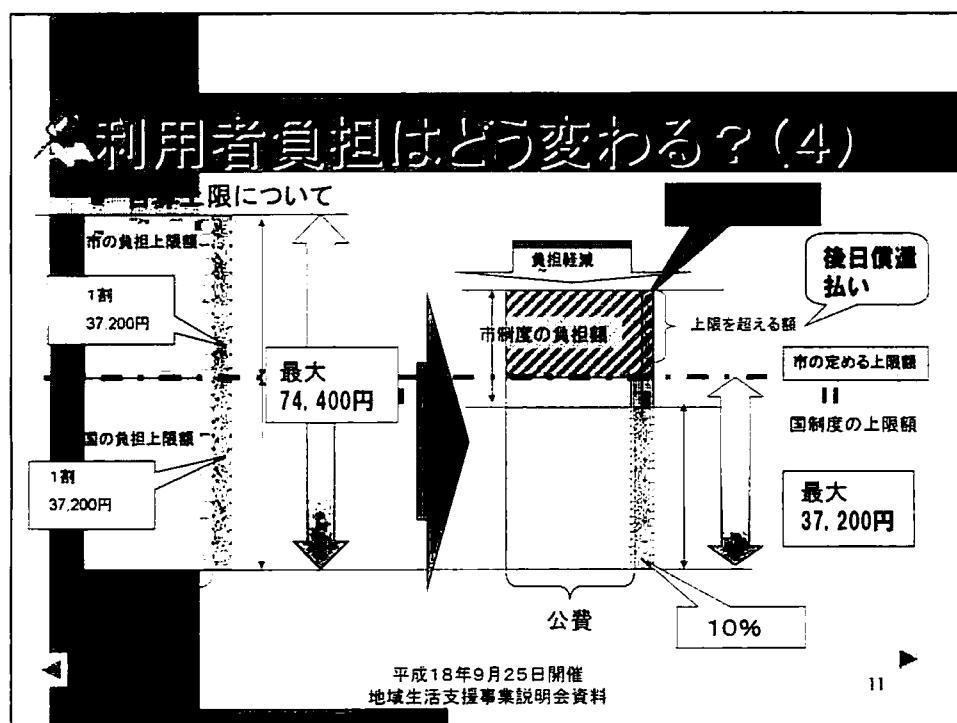
生活支援事業(市制度)と国制度の両方をご利用の方へ

負担区分	負担率 (市)	負担上限額(合算)
0%未満	0%	0円
0%～10%	4%	15,000円
10%～10%	6%	24,600円
10%～10%	10%	37,200円

後日償還払い

平成18年9月25日開催
地域生活支援事業説明会資料

▶ 10



半田市障害福祉計画

平成19年3月

半田市障害福祉計画策定委員会

編 集 半田市福祉部福祉課

事務局 半田市福祉部福祉課

NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク

〒475-8666 半田市東洋町2丁目1番地

TEL 0569-21-3111